

# 平成27年12月甲良町議会定例会会議録

平成27年12月4日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
追加1-1 議長の辞職許可について  
追加1-2 甲良町議会議長の選挙  
第3 議案第51号 甲良町税条例の一部を改正する条例  
第4 議案第52号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
第5 議案第53号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
第6 議案第54号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
第7 議案第55号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
第8 議案第56号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例  
第9 議案第57号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第4号）  
第10 議案第58号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第11 議案第59号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第12 議案第60号 彦根愛知犬上広域行政組合の規約変更に関する協議につき議決を求めることについて  
第13 請願第2号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書  
第14 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博

1 1 番 西 澤 伸 明

1 2 番 建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長 北 川 豊 昭  
総務課長 中 川 愛 博  
税務課長 上 田 和 光  
住民課長 山 田 禎 夫  
総務課参事 宮 川 哲 郎  
企画監理課長 中 川 雅 博  
人権課長 陌 間 守  
保健福祉課長 米 田 志保子

教 育 長 橋 本 悟  
教 育 次 長 山 本 昇  
産 業 課 長 若 林 嘉 昭  
建設水道課長 北 坂 仁  
学校教育課長 藤 村 善 信  
社会教育課長 川 嶋 幸 泰  
会計管理者 寺 川 貴代美

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 陌 間 忍

書 記 山 崎 志保美

(午前 9時02分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しておりますとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 木村議員および8番 藤堂議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成27年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

提案説明に先立ち、行政報告をいたします。

11月1日に挙行いたしました、甲良町制施行60周年記念式典には、何かとお忙しい中、ご臨席を賜りありがとうございます。当日は、滋賀県副知事をはじめ、128名の方々にご出席をいただき、無事終了することができました。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第51号は、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第53号は、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第55号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は、甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定をするものであります。

次に、議案第57号は、平成27年度甲良町一般会計補正予算（第4号）で、7,306万5,000円を追加し、補正後の予算額を37億3,344万2,000円とするものでございます。主な補正項目としましては、総務管理費では、ふるさと納税特産品およびふるさと応援基金積立金の増、社会福祉費では、地域福祉計画策定業務委託の減、更生医療費給付費の増、住宅費では、改良住宅切り離し補償の増であります。

議案第58号は、甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、1,815万7,000円を追加し、予算総額を4億8,817万3,000円とするものでございます。主な補正項目としましては、下水道維持管理基金積立金の増でございます。

議案第59号は、甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、補正額の増減差引額がゼロ円でございますが、歳出予算のうち、項の組み替えのみでございます。主な補正項目としましては、地域密着型介護サービス給付費負担金の減、特定入所者介護サービス費負担金の増でございます。

議案第60号は、彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき、議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、本日提案いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○**建部議長** ここで議事の都合により、副議長と交代をいたします。よろしくお願ひします。

○**丸山恵二副議長** それでは、議事を進行いたします。

議長の建部議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○**丸山恵二副議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加することに決定いたしました。

ここで、議事の都合により、休憩いたします。

（午前 9時12分 休憩）

(午前 9時32分 再開)

○丸山恵二副議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加日程の1の1、日程1 議長の辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によりまして、建部議長の退場を求めます。

(12番 建部議員退場)

○丸山恵二副議長 辞職願を朗読させます。  
局長。

○陌間事務局長 朗読させていただきます。  
辞職願。

私こと、このたび諸般の事情により議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

平成27年12月4日。

甲良町議会副議長 丸山恵二様。

甲良町議会議長 建部孝夫。

○丸山恵二副議長 お諮りいたします。

建部議員の議長の辞職を許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西澤議員 議長。今、辞職願を朗読されました。当然、この間のプレミアム問題での不祥事、そして、私は建部議長の認識である1回2冊、町民へのルールである1人2冊まで、これも踏み破って30冊購入されたことが明らかになりました。そういう不祥事をされたこと、そして町民に対する背任をしたこと、こういうことについてきちっと弁明をして辞職されるのかどうか。入場された後、求めていただきたいと思います。

○丸山恵二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、建部議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

建部議員の入場を許可します。

(12番 建部議員入場)

○丸山恵二副議長 建部議員の議長の辞職は許可されましたので、報告いたします。

建部議員に西澤議員から、今回はプレミアム券の件の責任をとっての辞職ということでもいいのか、弁明があれば弁明してください。

建部議員。

○建部議員 そのとおりでございます。

○丸山恵二副議長 議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

改めて配布されましたとおり、議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山恵二副議長 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程1の2、日程第1を議題とすることに決定いたしました。  
暫時休憩します。

(午前 9時40分 休憩)

(午前 9時45分 再開)

○丸山恵二副議長 休憩前に引き続き、会議を行います。  
追加日程1の2、日程第1 議長の選挙を行います。  
選挙の方法は、投票にて行いたいと思いますが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山恵二副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。  
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○丸山恵二副議長 ただいまの出席議員は、12人であります。  
次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定にしたがって、立会人に1番 山田議員、2番 阪東議員、3番 野瀬議員を指名いたします。  
投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○丸山恵二副議長 念のために申し上げます。投票は短記無記名であります。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山恵二副議長 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○丸山恵二副議長 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票を願います。

(点呼)

○丸山恵二副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山恵二副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。山田議員、阪東議員、野瀬議員、開票立ち会いをお願いします。

(開票)

○丸山恵二副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、西川議員が7票、西澤議員が5票。

以上のおりでありました。この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、西川議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○丸山恵二副議長 ただいま議長に当選されました西川議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました西川議員の挨拶があります。

西川議員。

○西川議長 一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、プレミアム商品券不祥事をめぐりまして、建部前議長が辞任されました。その後、私が議長に指名されました。残任期間短うございます。ですが、全力で議会運営に取り組んでまいります。議員各位におかれましては、ぜひご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○丸山恵二副議長 それでは、議長と交代いたします。西川議長、議長席をお願いいたします。

○西川議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○西川議長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

私が議長に選出されたことに伴い、予算決算常任委員会、議会改革特別委員会、プレミアム付商品券の交付事業特別委員会の委員から外れます。そのかわりとして、建部議員が委員とされますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に入っていきます。

野瀬議員。

○野瀬議員 暫時休憩の動議を願います。理由は、先ほど建部議長が辞任されましたけれども、副議長、現在、かなり濃い疑惑が持たれております。それと、水道の関係、この辺もまだクリアになっておりません。疑惑のままです。

本人の出入進退も含めて考える時間を与えたいと思いますので、暫時休憩を求めたいと思います。

(「賛成」の声あり)

○西川議長 それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○西川議長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど野瀬議員から出されました意見は、議案としては上げられておりませんので、弁明の機会は与えません。

それでは、本日の議事日程に入ります。

次に、日程第3 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第51号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○上田税務課長 議案第51号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方税における徴収制度の見直しに伴う条例委任されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

主な改正といたしましては、まず第8条といたしまして、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について規定をしております。これは、徴収の猶予をする場合において、徴収の猶予に係る徴収金の納付において、猶予を受ける者の財産状況、その他事情など、合理的な理由がある場合の分納の納付の方法を規定するものでございます。

次に、第9条でございますが、徴収猶予の申請手続等というところでございます。申請者は猶予を受けようとする金額等を記載した申請書を町長に提出しなければならないと。この申請の手続きについて規定するものでございます。

次に、第10条でございますが、職権による換価の猶予の手続等の規定でございます。職権による換価の猶予をする場合に、提供を求める書類等を規定するものでございます。



そして、最後に第11条でございますが、申請による換価の猶予の申請手続等についてということで、滞納者が町税の納付について誠実な意思を有すると認めるときについて、徴税の納付期限を6カ月以内の申請に基づいて1年以内に限り滞納処分に係る財産の換価を猶予することができることの規定をしたものでございます。

主なものといたしましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。3点お聞きします。

1つは、この改正によって文言の整理をするということでありますが、町民の負担が増えるという改正であるかどうか1つです。

そして、それと関連をしましてもう一つは、今までから分納の申請を実際上は申請を受け付けして、そして、妥当なところで金額を決めて分割をされてまいりました。その条例上の根拠を与えるということで理解がいいのかどうか2つ目です。

もう一つは、説明書にあります「財産状況その他の事情から見て、合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることができる」という中の「合理的かつ妥当なものに分割し」、これは何らかのペーパー上の基準を定めているのかどうか、大変抽象的な表現です。財政状況、その他の事情から見て合理的かつ妥当なもの、それに該当する事例が何らかの表示をされているのかという質問ですね。

それから、4つ目になります。4つ目は、説明の4ページ、「誠実な意思を有すると認められときは」と条例の中にもあります。「誠実な意思を有する」、なかなか大変な判断だと思いますが、そういう場合の基準なり、判断をしていくもとを、これも何らかの事例、そして、そういうなるほどと思う具体的な事例、それが例示をされているのか、4点です。よろしくお願いたします。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 まず、第1点目は文言の中での負担増ということ。この条例に基づいて今までとの増加等があるのかというご質問ということですね。これについては、今回、条例での規定を今まで国税徴収法で実施していたものを条例上で規定をしたということですので、その内容については同じようなことでやっている、それを条例で規定をしたということですので、条例を規定したことによって、新たに増ということはないというようになっておりま

す。

そして、分割納付の条例での基準ということでございますが、この基準は非常に個々の状況によって違ってくるという中で、その方の財産の状況というのは、以前に預金調査等を全て実施しておりますので、その方の財産というのはこちらで確認しております。それと、本人さんの言うておられる家族状況とか聞き取りをした上で、それを総合的に判断して分納額を決めていると。ですから、家族の方にも預金があれば、それも足しながら、そして、その人が家族の方の1人の預金、財産であれば、その方のみの財産でその扶養者が何人いるというところを総合的に勘案して、分納額を選定しているということになっております。

そして、その方が誠実であるかどうかの判断というところにつきましては、誠実というのはその方が来庁されて、そして分納の意思があるというところの説明をいただくという中で、その方が誠実であるかどうかということと、先ほど申しました、その人の財産、うちがつかんでいる財産と言っておられる方のつじつまというか、状況が合うということであれば、それは誠実であろうというところで、お互いの中での分納誓約をそこで確定をするということでございますので、そのあたりは総合的に、先ほど申しましたように、誠実であるかどうかは、そのあたりの現実とそのおっしゃっている方との整合性が取れば、それは誠実であるというように考えているというところでございます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 私が聞かせてもらったのは、誰に対しても同じというように、つまり、Aという職員が対応したらこの判断は分かれる、B、C、Dと徴収の関係の税務課におられます。そういう点では、ペーパー、つまり基準、文書になったものがあるのかどうかという問いが1つ入っていましたので。つまり、職員の対応によっては変わるということであってはならぬのですよね。あくまでもこの条例にあるように、誠実かどうか、それから、財産状況をどういうようにして掌握をしてするのかという点では、つまり、公平感が要りますよね。町民同士はなかなかわかることはないですので、得した、損したということにならんように。また、職員の対応によって変わるということがない上ではペーパーが要ると私は思います。そのことが条例を制定する上では規則という形で出されるのか、それとも、内規という水準でとどめるのかですね。何らかの今、課長が言われた判断基準、なかなか町民のAさん、Bさん、Cさん、それぞれ違いますので、そういう基準をつくるのは難しいですけども、そういう場合でも職員が対応するときに、この基準で誠実に役場も対応すると、公平に対応するというのが求められますので、昨今、徴収の

強化が県や国、非常に強まっているところですから、より現場の町ではトラブルが発生するんですよね。だから、その基準をやっぱりペーパー上で職員の中で意思一致をするというのが大事ですので、そういう基準をつくる作業をされるかどうか、それは説明をお願いします。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 おっしゃるとおりでございます。今、この8月から共同徴収ということで、湖東納税課の方で税務職員がそこでまとめて滞納整理をやっていると。その中で、私の方が提案させてもらったんですが、ある程度の基準をつくらんと、そこらあたり大人数になっているんです。今、町でやっているのは2名か3名でやっておりましたので、ある程度の毎月のヒアリングの中で対応は整っていたというように考えているんですけども、これが愛犬でやっている中で10名、15名という徴収職員でやっている中で対応が少しずれてくるケースが見受けられるところがあるので、大枠の基準はつくっていくように、うちの方からお願いというか指導はさせていただいて、ある程度のこれからの基準はつくっていくとおっしゃっていただいています。それは、甲良町も入ってやるというところでございます。

今のところは毎月のヒアリング、どういうケースの人を何人行くのやというのをちゃんと聞いて、そのあたりのことについてもやっておりますので、そのあたりは職員の中ではある程度の合意はできているという状況ですが、ある程度の、今言うてる基準、内規的などところはつくってこういうように考えております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今、申しましたように、公平な職員の間での対応が必要ですし、合理的に説明できる基準が必要だと思います。改めてそういう対応をする職員がA、B、Cによって分かれられないような基準づくりを求めたいと思います。

同時に、今回の条例は今まで行ってきた行政事務の手続きを条例上の根拠を与えるという内容ですし、増額を求める中身は入っていないという点で賛成をしたいと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第4 議案第52号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第52号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○上田税務課長 それでは、議案第52号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.8」を「100分の6.3」に改める。

第5条中「2万2,000円」を「2万4,000円」に改める。

第6条中「100分の2.8」を「100分の3」に改める。

第7条の2中「10,000円」を「12,000円」に改める。

第23条第1号ア中「15,400円」を「16,800円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「8,400円」に改め、同条第2号ア中「11,000円」を「12,000円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第3号ア中「4,400円」を「4,800円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,400円」に改める。

付則。

施行期日。

1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 議案説明の段階の全員協議会で求めておりました、この説明資料の6ページの表でいきますと、グラフがあります。そして、分布で所得階級が分かれています、106万までの、これは人数だという説明がありましたので、世帯数を説明してほしいという発言をさせていただきましたが、この範囲にあたる世帯数が国保加入世帯数の中の何割を占めるのか。実数でわかればというか、パーセンテージがわかると実数がわかるわけですが、実数とパーセンテージ、説明をよろしくお願いします。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 全協でご質問いただいた世帯構成の加入状況、世帯ごとのということでございます。今ちょっと算定が連合会等の中での協議も含めてやっておりますので、できれば今日中にできると思っていますので、算定の方、でき次第、報告をさせていただきたいと、このように思っております。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 続けてもう一つの質問は、国民健康保険税の引き上げの条例、何年前かちょっと忘れましたが、改選の前ですね。2年前ですか、そのときに示された資料に記憶があるんですが、この106万までの方の所得階級に属する方が国保の人数で言えば7割だったと思いますが、そのときと比べて9割、つまり増加をしているのか、それともそう変わらない人数なのか。つまり、格差と貧困が非常に広がっている中で、こういうあらわれが出ているわけですが、その点、その2年前の改正時点と今回のこの所得階級の中に占める人数、変わっているか、増加していると私は思うんですが、説明をお願いします。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 所得階層ゼロから106万まで、この間の状況がどう変化しているかというご質問ですけれども、これも感覚的には増えているのではないかと思います、ただこれを正確にやっぱり報告せんとあかんと思いますので、2年前の資料等と比較をさせてもらって、正確な数字、正確な率は報告させてもらわんとあかんと思いますので、もう少しだけお待ちいただきたいなど、このように思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第5 議案第53号および日程第6 議案第54号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第53号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

議案第54号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 失礼します。議案第53号と第54号について一括でご説明申し上げます。

議案第53号につきましては、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例です。第54号につきましては、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例となっております。

いずれも被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険制度の一部改正、いわゆる一元化法というものが施行されておりました、この一部の規定が27年、本年10月1日から施行することになりました。これに伴いまして、地方公務員の共済施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴います甲良町条例の一部改正ということになります。

議案第53号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改めるということで、表につきましては以下のとおりとなっております。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

付則第5条第2項表以外の部分中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に改め、同項中「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改めるということで、表につきましては、以下のとおりでございます。

次、めくっていただきました4ページでございます。

付則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年

金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改めるということで、表につきましては以下のとおりでございます。

次、めくっていただきまして、右のページ、7ページでございます。

付則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改めるということで、表につきましては以下のとおりでございます。

7ページが一番下でございます。

付則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が該当」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削るというものでございます。

主には、文言の整理と表が改正されたというものでございます。表が改正されたことに伴いまして、ここに書かれております率等が下がるといったものではなく、統一されたことでの表の整理ということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、議案第54号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するというので、付則第5条第1項の表を次のように改めるということで、表につきましては以下のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページです。

付則第5条第2項の表を次のように改めるということで、表につきましては、以下のとおりでございます。

この議案につきましても、先ほどの消防団員等の災害補償条例と同様の内容となっております。

以上、概略ですけど、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

7番 木村議員。

○木村議員 7番 木村です。この消防団の方の53号、この一部改正には全然異議はございませんけど、2年ほど前に消防団に関して、私が一般質問させてもらったときに、その後、団員の出役が足りない。でも、メンバーとして登録されているというような答弁があったように思うんですけど、今現在、

去年からでも結構ですけど、増減をちょっと知りたいんですけど。

○西川議長 条例の話ですので、またちょっと別な機会に。

○木村議員 だから答えがわかればと先に断りましたよね。

○西川議長 できないです。

○木村議員 結構です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第7 議案第55号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第55号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第55号についてご説明を申し上げます。



この条例の一部改正につきましては、いわゆる区長報酬の部分で町から区長さん個人に支払いしております報酬につきましては、所得税の対象になってきます。その各字によってはもらった報酬を字の方に納めて、その中からまたもらっているという状況がありまして、その金額に差異がある字がございます。そうしますと、もらっていただいた区長さんについては、実際に受け取った金額と差異があつて、多めの申告ということになって、税金を納めるという差異がございますので、そのことについて検討してほしいという字からの意見がございましたので、それを検討させていただいた結果、今後は字への交付金という形で同様の金額をお渡しするという内容に変えさせていただきたいということで、この条例を一部改正するものでございます。

めくっていただきまして、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表中、町事務連絡委員、年額10万円にその区域内の世帯数に600円を乗じて得た額を加算した額を削る。

付則。

この条例は公布の日から施行するというものでございます。

これにかかわると言いますか、同様の内容のものに対する交付要綱を新たに制定いたしまして、その中で字の方にお支払いをしていきたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 これの変更によって、今まで町の事務連絡委員さんは報酬をもらえるので、公務員扱いというように、準公務員なりそういう呼び方でされていきました。その身分は変わるんでしょうか、それともあくまで自治会としての、いわゆる町内自治、そのの長になるわけで、公務員扱いがなくなる、つまり身分がどうなるかという質問です。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 身分については、同様に公務員扱いと、町の方から委嘱するという形になりますので、その分は変わらないと判断しておりますし、役場と各字との連携についても同様に変わらないと考えております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第8 議案第56号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第56号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、新たに制定をいたすものでございます。いわゆるマイナンバー法の施行に伴います条例の制定でございます。役場庁舎内での事務を遂行する上での特定個人情報の連携と提供について、事務をスムーズに行わせるためだという意味をご理解いただきたいと思います。そのために必要な条項を今回、条例で制定するものでございます。

まず、第1条でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第9条第2項に基づく個人番号の利用および法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める」ことを趣旨としております。

第2条、定義でございます。「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということで、(1)個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号。(2)特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報。(3)個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。(4)情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをい

う」ということです。

町の責務、第3条です。「町は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする」というものでございます。

個人番号の利用範囲、第4条です。「法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる町の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる町の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務および法別表第2の第1欄に掲げる町の執行機関が行う同表の第2欄に掲げる事務とする」ということでございます。

2ページ、めくっていただきまして、第5条で特定個人情報の提供でございます。「法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するとき」ということでございます。第5条につきましては、教育委員会に対する情報の連携ということでございます。

事務の内容につきましては、別表1、別表2、別表3に掲げておるとおりでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 3点お聞きします。

第3条の町の責務の中に、禁止事項、つまり、個人情報の流出、漏えいが危惧をされています。その点では、国の法律が規定をしているわけですが、町が定める条例の中でもそのことをうたう必要があるのではないかと考えているんですが、特段それは定める必要がないという点でも、そのことが町の責務の中に書かれていませんので、そういうことかなと思うんですが、その説明を1点です。

それから、もう一つは施行日を2ページの後ろにあります。1月1日から施行するとなっております。昨今の報道を見ますと、1月1日からの本格運用は不可能な状態に陥ってしまして、個人番号の通知そのものも届いていない住民の方が、3日ほど前の報道では4割、12月までに届くかどうかという点でも大変不安がられています。そして、本格運用になって、義務的なカー

ドの発行がされるというのはまだまだ先になります。現在も個人番号カードを申請し、発行すること自体、義務ではありません。総務省はそのことを答えています。そういう点から見ると、さらに甲良町に特有な、またこの3のところにありますように地域の特性に応じた施策を実施するという点で検討をする上では急ぐ必要がないというように私は思っています。その点で、1月1日からの施行が、国の連携との関係もありますので、その見通しをどういうように持っておられるのかということです。それが2点目です。

3つ目は、「自主的かつ主体的に」、これは全協でも聞かせていただきました。非常に曖昧なところなのですが、自主的というのは「連携を図りながら」が頭についていますので、勝手にはできないというのがありますが、甲良町独自で甲良町に合ったいろんな制度もできると、取り扱いもできるということが含まれているのかどうか、説明をお願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず1点目の情報漏えいに関する規定があるのかというご質問です。これにつきましては、この条例の中にはうたっていないんですけど、町の個人情報保護条例の方でうたっておりますので、その適用と考えております。

それから、施行日、1月1日で間に合うかということでございますが、今のところまだ国の方からも何の通知、連絡もございませんので、町の方としてはこういう準備を進めさせていただきたいと考えております。

それと、第3条で「自主的かつ主体的に」という部分ですが、「国との連携を図りながら」ということで、国からの機関委任事務を町の責任で連携をとりながらやってくださいと解釈しておりますので、町の方が特別に何か違うことをやるというようなことは今のところは考えておりません。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 最後のところですが、違うことをやったり、反対をすることの意味ではなくて、かなり幅の広いことも、この自主的かつ主体的にというところで幅広く任されている部分があるのか。国の制度に従っていくという、地方の事務上の制限がありますので、なかなか難しいけども、わざわざこういう、自主的かつ主体的にとありますので、そういう枠を幅広く、広いか狭いかは別として、そういうように趣旨がされているのかどうか、それを説明をお願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 勝手にやってもいいという意味は解釈しておりません。前段に「国との連携を図りながら」という文言がありますので、そこはやっぱり国と、もし必要であれば協議しながらということになってきますとは考えて

おります。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第57号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第57号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 今回の補正につきましては、7,306万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,344万2,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正で説明いたします。地方債補正につきましては、第2表で説明をいたします。

1ページをご覧ください。

歳入。11款 分担金及び負担金、補正額26万円、13款 国庫支出金569万6,000円、14款 県支出金237万4,000円、15款 財産収入2,592万5,000円、16款 寄付金3,000万円、17款 繰入金3,100万円の減、19款 諸収入94万円、20款 町債3,887万円。歳入合計、補正前の額36億6,037万7,000円、補正額7,306万5,000円、合計37億3,344万2,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。2款 総務費、補正額3,944万6,000円、3款 民生費1,219万1,000円、4款 衛生費253万9,000円、6款 農林水産業費62万円、8款 土木費1,782万3,000円、10款 教育費344万8,000円、13款 諸支出金390万円の減。

3ページをご覧ください。

14款 予備費89万8,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

4ページをご覧ください。

起債の目的、臨時財政対策債3,887万円、補正後、1億5,887万

円、計3,887万円。補正前、1億5,280万円、補正後、1億9,167万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 説明資料の中の10ページです。全協でも指摘をさせていただきましたが、南部工業団地の業者選定。それで、今日、甲良町産業用地創出に係る土地利用計画検討業務委託報告書が出されています。それで、最後のページを見ますと、概算工事費、現在の概算でありますけれども、12億4,000万円を計上されています。その総額の工事に入っていく、つまり、総事業の中の入り口にあたるのが49万7,000円になると考えられます。その点で質問は、今日提出されたこれ、細部にわたっては結構です。概略、どのようなことを構想されているのか。そして、この49万7,000円、つまり、選定の支援業務委託、ここに承認が進みますと自動的に予算、もちろんハードルがあると思いますが、構想が計画されていくということになると考えられます。

その点で、まず1つは、この概略を説明していただきたいことと、それから、最後の32ページにあります、12.4億円と書いていますね。そういう概算上、見積もりが出ていますが、その計画も町民合意がなかなかとれていない中で、このことがゴーサインになっちゃうというように考えられますがその2点、よろしくお願いします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 お手元に配布させてもらった資料を簡単に説明させていただきます。

これは、今年度予算で企業誘致を進めていく上で検討図をつくるということで予算をいただいております、その業務委託をさせてもらって、その報告書が11月に出了したので、それを抜粋した資料であります。

まず、1枚めくってもらって、1ページと書いてあるところに業務の目的、2番目に検討対象区域ということで大林さんから寄付いただいた土地のエリアであります。

次、めくっていただいて、抜粋なので4ページと書かれていますが、この土地を開発するのに、こういう法的な規制がありますよというのが記載されております。次から図面ではありますが、24ページということで、これを全体的に開発した場合は、23ヘクタールかかるというような全体開発のことと、パターン2で同面積を2回に分けて全体をやる場合、パターン3で一旦、

10ヘクタールをやって、残りをするパターンというような3つのパターンで検討しまして、27ページでパターン2が一番効率的やということの報告書が出まして、当然この報告書づくりの中で町も協議しながら進めていますので、次の30ページで一応パターン2を参考にやるというのが、一番費用的に安いということでしたので、それで、既存の調整池等がありますので、なるべくコストを抑えてというようなことで検討しまして、この12.6ヘクタールぐらいが安くいけるんじゃないかということで、その試算が今言われた12億4,000万ということの試算が出ております。これが報告書です。これには、道路整備がちょっと入っていませんので、まだちょっとプラスアルファは若干加わってくるというような報告書です。

今回の業者選定の委託につきましては、仮にこれを町が直営でやった場合、12億プラス道路分の費用がかかって、なおかつ企業を呼んでくるというような作業が出てきますが、この間もちょっとちらっとしゃべらせてもらいましたが、県の紹介で静岡県の方の三島市の方が業務代行というような手法で土地区画整理と絡めてやったということで、民間の資金、力を使って取り組んでいるというようなことも視察に行きましたので、できたら町の持ち出しを最小限で、雇用の生める企業を誘致できるような手法を考えるために、どういう仕様で中間業者といいますか、業務代行といいますか、そういう業者の選定をしたらええのかというような仕様書づくりの費用がここに上げさせてもらった費用であります。

以上です。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 今、説明がありましたが、南部工業団地の計画、構想は初めて12月議会に出されました。そういう点では、人口減少問題が言われて、そこに財政力を投入していかならない時期に、この12億4,000万、町が直営でやらないという方向であれば、最小限と言うように今言われましたが、どのぐらい考えているのか、これが1つですね。

そして、あくまでそういうようにしたとしても見込みです。町長にお尋ねしますが、人口減少対策の上で効力を発揮すると、あくまで未確定ですし、予測です。工業団地は各地で売れ残って、米原なんかでは破綻をしている事例があります。そういう点では、そのこと、つまり人口減少問題の中で、この南部工業団地を誘致して、造成をして、そして工場を設置する。私は思いますのは、工場を設置したからといった、ここの甲良町に住んでくれるとは限りません。過去、北海製罐、それから北落の工業団地、造成されて工場ができました。しかし、通い人数です。そういう点では、このことを人口減少問題と関連をしてこの工業団地をつくっていくことについては、町長はどう

いう考えで進めておられるのかということですね。

大林組の土地の寄付を受けられました。その時点からこういう計画が進んでいたと、私は見っていますが、その点、人口減少問題や甲良町での過去の工場を誘致していくこととの関連で、冷静にこの事業を進める必要があると思っています。町長の見解を求めたいと思います。

金額と幾らになるのか見通しですね。そして、町長のこの事業に対する見解をお願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 まず、大林さんが土地を所有しておられた、その中で私どもの方でも大林組の本社にも2回ほど要請に行きまして、できるだけ早くこの大林さんの所有地の有効活用をお願いしたいというようなお話もさせていただきました。その中で、なかなか企業を呼んできて、そこに工場を建てて土地を売ると、造成してということが非常に険しい中で、一時は太陽光のそういう話も大林組はされました。ところが、地形が北向きであるということから日照権がなかなか難しいということでそれも断念するということになって、その後、大林さんの方から言われたのは、森林公園として活用してもらったらいいので、甲良町さんに寄付しますと、こういう話だったんです。

ところが、我々もあそこの雑木林というんですか、山林を森林公園として町が管理する、いわゆる大滝山林がやっている高取山のような、そういうことはもうできませんというようなことで、それであれば、できたら無償で私どもにその土地を提供していただだけませんかというお話をさせていただいたのが、もうかれこれ2年ほど前になります。その中から最終的には、吉村部長なりが来庁されて、もう最終的には甲良町にお譲りしましょうというようなことになりました。それが経緯です。お譲りをしていただくということになれば、条件として私どもがどういう形で使わせてもらおうと一切、不服を申しませんということを1つの条件にさせていただきたいというようなお話もさせていただいて、そのことについて一切、文句は言いませんというようなお話になって、昨年8月1日に所有権移転の登記が完了したというようなことであります。

もともと大林さんの土地については、滋賀県の企業推進室や東京事務所等で行くたびにどこか進出企業はありませんかという打診はいろいろとさせてもいただいておりますが、なかなか難しかった中で、今年になってから、先ほど企画監理課長が言いましたように、企業推進室の紹介でコンサル会社さんが関東の方では自分とこで事業費を出して造成をして、企業を呼んでくるとこまで一括してやっている、そういうところがありますよという紹介をいただいたんです。だから、私らもこれは渡りに船ということで、自分とこで



先行投資してするのはなかなか投資したはええが、企業誘致ができなんだとなったら大変なことになるというようなことから、ぜひとも一遍そういうお話を聞かせていただきたいというようなことで、調整を県の方でしていただいて、それでそのコンサル会社さんといろいろとお話をさせていただいて、そして現地を見ていただいて、そして可能かどうかの話を進めていく中で、そのコンサル会社さんが三島のそういう工業団地も手がけていると。関東の方では東京近隣のそういうところでもそういう実績を結構出しているというようなお話になって、そういうコンサル会社であれば信用できるのと違うかというようなことになりまして、ぜひともお願いしたいなというようなことでもありましたが、勝手に決めるわけにもいかないので、プロポーザルによって業者選定をするというような中で募集をかけて、最終的に今の企業さんの方をお願いをするということで、こういう形のたたき台を今つくってもらったというのが経緯なんです。

その中で、我々の要望としては、先ほど言いましたように、できるだけ製造業の企業さんを一応基本にして企業誘致ができる形に造成等を含めて、これから取り組んでいただける、そういう体制づくりをしていきたいなということでの今、出発点であります。それで、先ほど西澤議員の方から企業が来ても、北海製罐やら日立電線のように、その社員さんがみんな甲良町外で住むということになると、人口増にもつながらんというような話もございました。そういうことに向けて、今度、まち・ひと・しごとのそういう対策、あるいは戦略会議の中でもそのことはもちろん課題にもなっております。そういう部分で、甲良町は圃場整備率が94%と、非常に高い圃場整備率で優良農地も多いんですけども、そんな中で中心地になる庁舎周辺とか尼子駅とかそういうところで住宅地をつくることができないかというようなお話も県の方ともお話をさせていただきながら、企業のそういう造成と工場ができることを前提に住宅地の確保というものもしっかりと並行してやっていきたいということで、人口減少対策に少しでも歯どめをかけていける、そういう道筋ができてきたらいいのかなと思っております。

コンサル会社さんが12.4億の先行投資をして、これから事業をやってもらうということを前提で我々も進めています。あとやはり取りつけ道路とか、そして上下水道とか、そういうものについては町の方でやっぱり負担をしていかなければならないということになるろうかと思いますが、その概算的な金額は出ておりません。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 今、最後に答弁があったように、取りつけ道路、それから下水道、上水道の工事は町の管轄といいますか、サービス範囲でしていかんならんと

ということなのですが、その部分についても200万、300万で終わるはずがないわけですね。数千万ないしは億を超えてくるということになると思いますが、そこで、先行投資になる部分が、その部分だということでもいいんでしょうか。

そして、町民の皆さんは人口減少問題をほんまに住みやすく、そして、こういういろんな不祥事が続発する体質も変えてほしいというのが皆さんの願いですので、そういうことに資する南部工業団地としてアピールできる中身なのか、再度、その2点お願いします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 費用につきましては、道路整備と上下水道の費用を町の負担としては考えておりますし、西明寺近くまで上下水道がありますので、そこから配管をとというようなことは考えております。

それと、人口減少との絡みではありますが、アンケートなり、住民の意見を聞きますと、こういう企業誘致も進めてほしいと、公園もつくってほしいというような意見が圧倒的ですし、町長が今答弁させてもらった分譲地の話もあわせて出ておりますので、並行してそれもあるべくオープンで進めていきたいなどは考えております。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 10ページのこの49万7,000円は、先ほど町長が言われたコンサルに委託をする予定の委託費と理解していいんでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 この費用については、今言いましたように、コンサルに委託するために、ほかのコンサルもありますので、こういう仕様で手を挙げてくださいという業者選定のための公募と、それに基づき一応契約書案までの作成を想定しております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第58号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第58号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 議案第58号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額それぞれに1,815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,817万3,000円とお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 分担金及び負担金746万2,000円の追加でございます。5款 繰入金390万円の減額でございます。7款 諸収入1,459万5,000円の追加でございます。歳入合計といたしまして、補正前の額4億7,001万6,000円でございます。補正額が1,815万7,000円、合計といたしまして4億8,817万3,000円でございます。

次、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費1,704万6,000円の追加でございます。2款 下水道事業費110万円の追加でございます。3款 公債費は財源更正のため補正ゼロです。4款 予備費1万1,000円の追加でございます。歳出合計といたしまして、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第59号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第59号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○西川議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 失礼いたします。議案第59号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳出予算補正によるものでございます。

次のページ、第1表をご覧ください。

2款 保険給付費、補正額ゼロ円、歳出合計7億7,316万2,000円、補正額ゼロ円でございます。よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第60号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第60号 彦根愛知犬上広域行政組合同規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合同規約を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成27年12月4日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、今回の規約の変更についてのご説明をさせていただきますが、一番最後のページから2ページ目の彦根愛知犬上広域行政組合同規約の一部を改正する規約の欄をご覧くださいと思います。

今回の規約変更につきましては、改築工事中の紫雲苑が平成27年度で完成することに際しまして、彦根愛知犬上広域行政組合が共同処理する事務におきまして、火葬場の設置及び管理運営に関する事務並びにその経費に係る規約の変更を行うため、構成市町が協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

第3条でございますけれども、共同する事務におきまして、第1号の火葬場の設置及び管理運営に関する事務に係る市町の愛荘町を加えているもので

ございます。

第2号につきましては、最終処分場の設置及び管理運営に関する事務に係ります構成市町には、愛荘町は入らないことから、所要の変更を行っているものでございます。

それから、第12条でございますけれども、組合の経費でございます。現行では、第1号において火葬場と最終処分場について併記されておりましたけれども、今回の変更で明確に区分をしている内容でございます。なお、割合等については変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。常々この広域行政組合での、私も議員に属しておりました。とりわけ新しいごみ処理施設、つまり国、県がリードしまして、広域でのごみ処理、この問題で循環型社会、そして環境にやさしいごみ処理行政、これが求められているところです。大型のごみ処理をすれば、ガス化溶融炉ないしはそういうごみの増大でも処理できるという体制が整えられて、ごみの減量というようにはなかなかならないのが各地で起きているさまざまなトラブルです。

そういう点で、今回は愛荘町が加わったことによる改正ですので、この点は愛荘町が加わることについては、私は異論はありません。賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第13 請願第2号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員と丸山光雄議員が紹介議員となっておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、請願書を読ませていただきます。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書。

甲良町議会議長、変更をお願いします。西川誠一様。

請願者、大津市南志賀2丁目4番5号。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部。

会長、川端俊英。

紹介議員は、先ほど申されましたとおりです。

1925年（大正14年）に制定され、その後改悪された治安維持法は、国体を変革し、私有財産制度を否認する、全ての結社や個人の言論と運動を犯罪とし、死刑を含む重罰に処することによって、国民の目、耳、口を塞いで絶対主義的天皇制を維持するとともに、国民を侵略戦争に駆り立てるための悪法でした。

治安維持法は、敗戦とともに廃止されましたが、廃止までの20年余で逮捕された者は、革新政党、労働組合はもとより、宗教団体をはじめ、果ては自由主義者まで数十万人に上り、検挙者数6万8,274人、拷問により虐殺された者は93人、獄死した者は400人余に上っています。

治安維持法に関連して、逮捕、投獄された滋賀県出身者、関係者には、著名な映画俳優であった東野英治郎、戦後衆議院議員として活動した江崎一治、同じく滋賀県議会議員として活動した奥野忠安をはじめ、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部が確認しているだけでも68名に及んでいます。

ドイツでは、戦争及び人道に反する罪に対する時効不適用条約に基づいて、ナチスが行った数々の行為にかかわる戦犯を追及し、その被害者には国内外を問わず、謝罪を繰り返し、被害補償を行っています。アメリカ政府は、上記条約を批准していませんが、戦争中の日系人強制収容については、謝罪と賠償を行っています。

日本では、戦後、ポツダム宣言受諾の後、治安維持法は廃止されましたが、何らの謝罪も被害補償もされず、今日に至っています。

それには、歴代の日本政府が過去の戦争について侵略戦争であったかどうかは歴史家の判断に委ねられねばならない問題などとして、侵略の事実を認めてこなかったことと一体化しています。

治安維持法制定以来、今年で90年を経過しますが、犠牲者もそれぞれ高齢に達していることに鑑み、一刻も早く、①国が治安維持法は悪法であったことを認めること、②国が治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、③

国が治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること等を内容とする治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されるよう請願します。

ちなみに、私の紹介をさせていただいた感想としては、勉強不足もありまして、私も共産党に所属をしています。共産党が戦争反対を叫んで弾圧された、狭い範囲で見えていました。もちろん、創価学会の創始の方だとか宗教者も弾圧をされた経験は聞いていました。そういう点では、資料を見ますと、文化運動、労働運動、そして朝鮮独立運動に対する弾圧も日本政府はしていました。そういう関係から、今、戦争か平和か非常に問われている時期でありますし、安倍政権が戦争法を可決して、強行してその体制へ進もうとしているときであります。世界では、この文案にもありますように、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、スペイン、韓国、イギリス、チリでも軍事政権などによる弾圧を行ったことへの国家として正式な謝罪と賠償をしています。そういう点では、そのことを求める意見書を政府に送ってほしいという請願ですので、議員諸氏の皆さんの賛同を心からお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

ちなみに、国会の方では紹介議員がさまざまおられます。民主党や無所属クラブの方23人、横路孝弘さんはじめ23人、日本共産党21人、社会民主党、護憲連合の方が2人、無所属の方が1人。参議院では、民主党緑風会12人、共産党11人、社会民主党市民連合3人、生活の党1人、自由民主党が1人おられます。無所属が1人おられます。こういう点でも世論が一つ一つ広がっていますので、世論の広がりをつくる上でも甲良町議会の可決をぜひお願いしまして、提案説明といたします。

○西川議長　　ここでお諮りします。

これより審査願います請願第2号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○西川議長　　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

2番　阪東議員。

○阪東議員　　国家賠償法ということで、ちょっと質問をさせていただきます。

賠償の対象範囲とか日本国民のみとかそういうところとか、ただいろんな海外、例えば韓国、中国、いろんなところが適用がされておればちょっと問

題があるなど思うんですけれども。

それと、やはりこういう事態というのは、旧ソビエト、日本でも抑留といういろんな問題があります。だから、端的にここで賛同するためにも、やはりそのすみ分けというものはっきりしていないとちょっとわからないので、その点を質問させていただきます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 2つの質問だったと思いますが、1つは、国家賠償法が制定をされれば、また求めている団体はどの範囲までと言っているのかという点では、請願の中にありますように、2ページ目ですね。内容が①、②、③というように誰を対象にするのかというのは、国会の審議に委ねられます。そして、同時にこの中で述べておられるのは、日本政府がそういう戦争を遂行するために、それに抵抗した人々に対しての謝罪と賠償です。ですから、もちろん日本国内で、日本の政権が及ぶところで弾圧をしたり、何らかの強制的な連行をしたり、こういう犠牲者の対象になると思います。あくまで私は国会ありませんので、つまり、その事案が海外で起こったことを日本政府が賠償するということはあり得ないですね。ちなみに、ドイツのナチスの戦争犯罪も九十幾つのもと親衛隊が逮捕されたりしていますが、海外に行っている場合には条約を使って、ドイツ国内に連行してきて、そして裁判でその罪を問うと。あくまで、ドイツ政権の及ぶ範囲で行使をされています。ですから、国会が決める場合もその範囲でしか決められませんので、私が枠組みをどこまで広げるかという答弁はなかなか難しいけども、考えられるのは日本政府の権限が及ぶ範囲、つまり、戦前にそういう行為を及ぼした人に対する分だけに限られるというように思います。

もう一つは、阪東議員が言われるとおりです。シベリア抑留も、それからアメリカの広島、長崎の原爆も人道に対する罪に当たりますよね。そういう意見がメディアを通じてもよく出ています。そういう点では、私の立場、それからこの同盟の方の役員の方々に話を聞いていますと、ソ連の抑留に対する補償はソ連政府、一向に謝罪をしていませんよね。そういうやつは求めていく立場ですし、私としてもその補償と謝罪はまさに日本国民が被った大変大きな被害ですよね。それは、求めていきたいと、いく必要があると考えています。広島、長崎の原爆投下ももちろんそうですし、それから、ソ連による横暴さ、これはやっぱりずっと続きます。50年、60年、戦後70年ですけれども、90年たっても過去の、百何十年の政権の誤りを認めた地域がありましたね。どことはちょっと忘れましたが、そういう点では政権が及ぶところの過去の決定的な間違い、そして、命を粗末にしたことについては、やはり真摯に対応するというのが求められてくるというように思います。



○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

6番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6番 丸山です。日本人は、日本人であるという誇りを持つためにも、あかんものはあかんと言える、そういう国民になってもらって、謝罪を求めていくことが本当の道じゃないかと思imasるので、よろしくお願ひします。賛成します。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願ひます。

起立多数であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をとりたいと思ひます。再開は、13時30分にしたいと思ひます。

(午後 0時08分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○西川議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、日程第14 一般質問を行います。

その前に、2番 阪東議員が欠席届を出されて受理しております。お伝えしておきます。

発言通告書が提出されておりますので、これを許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、7番 木村議員の一般質問を許します。

7番 木村議員。

○木村議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させて

いただきます。

まず最初に、プロログがちょっとあったんですが、今日は予定がかなり変わりましたので、はしょっていきなりですけど、質問に移らせていただきたいと思います。

まず、通告書どおりに進めさせていただきますが、図書館事業についてちょっとお聞きしたいと思います。週平均の来館者数というのはどれくらいおられるのか。また、県内で他所と比べて甲良町の図書館というのは、利用率はどれくらいにあるのかがわかれば教えていただきたいです。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 週平均の来客数でございますけれども、4月から10月までの7カ月間でございます。週平均351人で、利用率につきましては出ておりませんが、よい方だと思っております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よい方としかわからんわけですね。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 データ的には、人口規模が8,000人規模の市町村の中で、118市町村あるんですけれども、そのうちの利用者数では全国では10番目ということで、データ的にはございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ごめんなさい。県内でいいんですが、わかりませんか。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 申しわけございません。県内は調べておりません。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 でも、ええ方やということですね。済みません。わかりました。

そしたら、2番あるいは3番に一括で質問させていただきます。蔵書の冊数ということと、それから、図書館にいい設備が整っております、収納容量と書きましたけど、何冊ぐらいあるのかということと、それから、本年の新刊図書の購入の予算、それと、購入の予算に対してどれくらいの頻度で購入されているのかをお聞きしたいと思います。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 蔵書の冊数でございますけれども、これも10月末現在で11万9,837冊でございます。収納容量につきましては17万冊でございます。図書購入の予算につきましては、当初から700万円ずつ予算を計上していただいております。それと、購入回数でございますけれども、現在10月まで31回でございます。

○西川議長 木村議員。

- 木村議員 31回というのは、要は月に何回もあるということなんですね。ひと月にまとめてということではないんですか。
- 西川議長 社会教育課長。
- 川嶋社会教育課長 10月までの7カ月間で31回購入しているということでございます。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました。そうしましたら、図書館だよりというのも毎月、見させてもらっているんですけど、新刊の案内というのは載っているわけですけど、ここに載っているやつが、これでいきますと、3ページにわたって新刊という判断でええのかということと、いわゆる冊数、それをお聞かせ願いたいと。
- 西川議長 社会教育課長。
- 川嶋社会教育課長 これにつきましても4月から10月までの7カ月で、一般向けの本につきましても840冊、それと幼児向けの本につきましても105冊、新刊で購入しております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 私、聞き漏らしたんですが、先ほどの月割計算というのはなかなかできんかと思うんですけど、今おっしゃった840と105、結局950ほどになりますよね。950が4月から10月に買われたという判断ですか。
- 西川議長 社会教育課長。
- 川嶋社会教育課長 そのとおりでございます。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 そうすると、新刊だけではないかと思うんですが、700万の予算を見込まれていて、700万がこの4月から10月の間で月割計算すると幾らになるんかちょっと計算が頭でできませんけど、1冊の単価というのは幾らぐらいになるのかなという疑問があるんですが。
- 西川議長 社会教育課長。
- 川嶋社会教育課長 本とかいろいろな雑誌類も含めてしておりますので、それは出しておりません。ちょっとわかりません。計算すればわかるかもしれませんが、出ておりません。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました、そうですか。そうしますと、11万9,000、約12万冊の蔵書があるということなんですが、廃棄処分とかあるいは転所というような思いがあったんですけど、いわゆるほかの図書館へどういう形か知りませんが、移動させるというような本があるかないか。それと、それは1市4町でくくれるんかどうかわかりませんが、定住圏の中でも図

書館事業で、1市4町の定住圏の中であるのかどうかということを知りたいと思います。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 近隣の市町村で連絡を取り合って回す方法というのはしておりますけれども、新刊につきましては、1年間はやっぱり貸し借りできないような体制で申し合わせをしております。

それと、先ほど言われました廃棄とかは一切しておりません。全てきれいに直してそのまま使っておるのが11万9,000ということでございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと戻ったら申しわけないけど、この11月号のたよりで、ここにざっと数えて150冊ほどあるんですよ。全部が新刊というか、そういうことだと150冊ほどあるんですね。でも、先ほど答弁いただいたのは、約950冊ということは、1年間通したら、私の把握で申しわけないけど、1冊平均すると1,500円ぐらいかなとふっと思つたんですけど、それではないかもしれませんが、そうすると700万でいくと5,000冊ほどになろうかと思うんですよ。だから、そんなに沢山買う必要があるのかということ疑問に思うんですけど、ちょっともし今、答えられたらお願いしたいんですけどね。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 26年度で5,069冊買っております。代金は700万近くの金額でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 やつとこの数字が出てきたので、最初から26年度はどうでしたかと聞いていたらよかったですけど、5,000冊ほど買われているわけですけど、これはどう言ったらいいのかな、必要数量なんでしょうか。

○西川議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 新刊につきましては、利用者さんの要望にお応えして購入をしておりますので、必要量ということで考えております。

○西川議長 木村議員。項目ごとの質問は大分過ぎておりますので。

○木村議員 わかりました。そしたら、あとは議会だよりの方でまとめるということで、その次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番。徴収対策チームのことでちょっとお聞きしたいと思います。まず、徴収チームの構成メンバーというのがあるかと思うんですが、そこでいわゆる役職もあろうかと思うんですが、どういったメンバーで構成されているのかお聞きしたいと思います。

○西川議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 木村議員の質問にお答えさせていただきます。

徴収対策チームの構成メンバーですが、徴収対策推進本部が設置されておりまして、現在の構成メンバーは代表副本部長の会計管理者が本部長の代理を務め、副本部長が税務課長、本部員は税務課の課長補佐、人権課長、建設水道課長、保健福祉課長、住民課長、教育委員会の総務課長です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。それで、2番にもう移るんですけど、この対策会議は定例的に開かれておるのか、および各課の滞納整理の進捗状況をお聞きしたいんですが、何%かというような単位でいいと思います。

○西川議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 会議の回数は、以前は年4回ほど開催していましたが、各債権の早期課題解決のため、また対策の進捗状況を把握するために、月1回程度開催するように進めております。本部会におきまして、全債権の収納業務の聞き取り作業を10月に実施いたしました。各課の取り組み状況を確認して、改善事項を指示する段階になっております。

また、徴収率については税務課長の方から申します。

以上です。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 収納率というところで、今、12月に入ったところで、約半期が終わったところの整理をしているというところでございます。徴収対策会議で全てのヒアリングをこの10月、11月に、17債権ございますので、その聞き取りを全てこの11月で終わらせていただいて、そこで問題点等をここで出しておりまして、12月からその問題点をクリアしていくというところでやっているんですが、まだ半期というところで債権が17ございますので、なかなかそれを全て報告するのが難しいところがあるんですけども、去年と比較してもそれほどまだ上がっている状況ではないと。税で申し上げると、まだ約60%の収納になっているところと、滞納についても大体10%前後の収納に、たしか至っていないという状況があるのかなと思っています。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 以前、僕の記憶なんですが、22年だったと思うんですけど、そのときの名称は忘れちゃったんですけど、徴収対策チームみたいなものがあって、半年間ほどが甲良町の税務課の一部を借りてやっておられたように思うんですが、あのときにはかなり徴収率が上がったと思うんです。その後、まただんだん戻ってきて悪くなってきて、今現在に至っていると思うんですが、今年度、先ほどもちょっと答弁されたように思うんですが、彦根の方に

出向されていて、そこでいろいろと勉強なり、処理をされていると聞きましたが、滞納の問題をもちろん解決せなあかんわけですが、なかなか過去に振りかえってかなりの年月で、今の現実の滞納の金額があらうかと思うんですが、通告書に問題解決の見通しということを書いたんですが、お答え願えれば。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 今おっしゃっていただくのは、税の方の共同徴収ということで、湖東管内の税務職員が彦根の湖東県税事務所で、一括で税の徴収を実施していると。これが8月よりスタートしております。8、9、10、11と、今4カ月が経過しているというところでございますが、収納としてはまだその4カ月でどんと倍に伸びたというようなことにはまだ至っていない状況にあります。

そして今、このご質問の方については、全債権をこの徴収対策本部で一括して問題点を提起して、各債権ごとに問題点を解決しながら収納を推し進めるというところで、未収金の縮減というのも大きなテーマとして、この12月から進めるというところで、12月からは催告書を一齐に出すということをやります。そして、これからまた後で説明しようとおもったんですけど、水道については給水の停止等を1月からやっていくというところの要綱を策定して実施というところでも進んでおりますので、そのあたりで今後、後半に向けて未収金の削減ということを実施していきたいと、このように考えております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。今も課長の方から催告書のことを言われましたけど、私の頭にあるのは督促状を出して、それで済めばええんですけど、その次に今言われた催告書というふうなパターンで進めておられると思うんですが、僕の思いは訪問というのが一番大事かなと、大変な仕事ですけど、一番大事かなと、いわゆる顔と顔を合わせてやるのが一番大事じゃないかと思うんです。だから、そういう意味で今はないんですけど、徴収対策チーム云々、以前あった徴収チームもあったんですけど、何か特に言える、徴収課が別に要るんじゃないかと思うんですが、もしどなたかお答えいただければありがたいんですけど。

○西川議長 税務課長。

○上田税務課長 税務課は税務のところの督促、催告、そして差し押さえ予告、そして差し押さえということでやっております。ただ、それは公債権に言えることでありまして、私債権については自力執行権がございませんので、裁判所への申請等をやらないと差し押さえできないという状況になりますので、

先ほど申しました水道については、水道の給水停止という方法もあるし、教育委員会は教育委員会で児童手当等のこともできるやろうと。いろんな債権によっていろんなことができる場所ですけども、税だけではなくて、それ以外のところをまた統括する課というの今後必要ではないかなと。甲賀市については、そういう債権を全てそこでやる、債権の徴収課みたいなところできているんですけども、ただ町が小さいので、そこまでできるかもあるんですけども、そういうことをやればまた統一した見解でできるかなとは考えております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 明解な答弁ありがとうございました。今言われました小さな町なわけなんですね。だからなかなか難しいということなんですけど、前向きに考えていただけるやろうなと思い、この質問を終わらせていただきたいと思えます。

続きまして、いじめ問題についてお願いしたいと思えます。

前回の9月の一般質問でもいじめも出ていましたし、私自身も過去にいじめについて質問したことがございました。9月の議会だよりをちょっと見たところ、8月末での答弁があったように思います。ですから、この3カ月間の動向を聞きたいと思えます。前回も多分、山田議員だったと思うんですけど、いじめを苦に電車に飛び込むとかいうような新聞記事だと。今回もやはりこの3カ月間で尊い命が何人か亡くなっているというようなニュースが流れておりました。だから、そういうことを考えると、この3カ月間の動向というのは何か甲良において小学校あるいは中学校で問題があったかどうかというのをお聞きしたいと思えます。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 9月から11月の3カ月間の各学校からいじめのあった報告によりますと、いじめの件数はゼロであります。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 今、ゼロ、ゼロというお答えをいただきまして、ほんと安心する部分があったんですけど、県内においては去年から209件増加したというような報告がございました。だから、今ゼロ、ゼロという答弁があった限り、それはゼロ、ゼロなんだと思うんですけど、見えていない部分があるのかと思うんですけど、この県内のいじめ、最多の1,497件みたいな新聞記事がありましたので、変な表現になりますけど、自身を持ってゼロ、ゼロと行ってくださったかどうかちょっと疑問があるんですけど、どうでしょうか。

○西川議長 学校教育課長。

- 藤村学校教育課長 各学校において、子どもたちの様子を見、またアンケート等を調査した結果、いじめがゼロというような報告で承っておりますので、確かと認識しております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました。そうであったら、万々歳でございます。
- その次に、またこれも9月以降になろうかと思うんですけど、アンケートをこの3カ月間でとられたのか、とられていないのかということなんですけど。
- 西川議長 学校教育課長。
- 藤村学校教育課長 いじめ問題を含む生活アンケートは、各学期に1度、年3回行っております。2学期につきましては、10月に実施しております。以上です。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 アンケートはまだまとまっていないのかな。
- 西川議長 学校教育課長。
- 藤村学校教育課長 各学校の方ではまとめをしておりますが、その中で教育委員会に報告があったのは、いじめはゼロということで報告が上がっております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 はい、わかりました。そうしますと、3番目の項目なんですけど、前回は聞いたことがあったんですけど、携帯電話というのを沢山持っておられる人があるわけですが、小学校、中学校では原則として多分、持っていったらあかんのじゃないかと思っているんですけど、いかがでしょうか。
- 西川議長 学校教育課長。
- 藤村学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、学校の方では携帯電話は持ってこないということを指導しております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 指導をしておられるのはわかるんですけど、ゼロなのか、特別なことがあるのかはどうでしょうか。
- 西川議長 学校教育課長。
- 藤村学校教育課長 携帯電話につきましては、基本持ってこない。持ってきた場合も絶対に出さない、使用しないということを徹底、各学校では指導しております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました。以前も言ったことがあったんですけど、いわゆるメールから、僕は使っていないんですけど、このごろLINE、LINEと



言わはんのやけど、LINEを通じていじめ等々の問題が起こっておるとい  
うことがありますので、それはどうですかという部分に以前質問したことが  
あったんですけど、ないというような返事があったのを覚えております。

それと、その次に生徒のクラブの入部状況。これはなぜ聞くかという  
と、クラブ活動が活発になると、人間形成あるいは仲間づくりに一番だと僕は思  
っておるわけで、そのためにちょっと聞いてみたいと思いました。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 中学校におきましては、入学時に全員にクラブの入部  
呼びかけております。中学校のクラブだけでなく、外部のクラブの入部も認  
めておりますので、ほぼ全員がクラブの方に入っておるということでござい  
ます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 一般的に言われる帰宅部という言い方もおかしいんですけど、そ  
れはないという判断でいいんでしょうか。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 外部のクラブも認めておりますので、それに帰る子は  
いますが、ほぼ入っているということを知っております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 はい、わかりました。ちょっとこの通告書に入っていないこと  
なので、もしもお答えいただければと思って聞きますけど、不登校生とい  
うのはあるんですか。いいですか。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 不登校の生徒はおります。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 何人とかいうのは、聞けへんのかな、あかんのかな。

○西川議長 答えられますか。学校教育課長。

○藤村学校教育課長 時期にもよるんですが、今のところ2名おります。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 中学生ですか。小学校もですか、2名というのは。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 中学生です。

○西川議長 木村議員、もうちょっと次いきましょう。

○木村議員 はい、わかりました。そしたら、次、5番目の方に進めさせて  
いただきます。

インクルーシブ教育というのが載っておったんですが、インクルーシブ教  
育とは。また、本町はどのようにそのことにかかわってはるのか、まだこれ

からかというのをお聞きしたいと思うんですが。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 インクルーシブ教育システムというのは、障害のある子どもとない子どもが地域でともに学び合うという体制のことです。本町の学校、園でも障害のある子と、そして障害のない子どもが可能な限りともに学び合うように努めておるところでございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 私、池寺なんですけど、池寺で人権学習というのをここ数年、近くにある養護学校に出向きまして勉強させてもらっているということがあるんですが、養護学校におきまして、いわゆる知的障害とか体の障害とかいうので分けておられるそうですが、ほんまにぱっと見たら全然わからん元気な生徒やと思うんですが、今、答弁がございました、それは甲良町の学内のことなんですけど、養護学校とのつながりというのはあるのかなのかということをお聞きしたい。このインクルーシブ教育についてですね。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 町内の小学校も甲良養護学校との交流は進めております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 この資料によりますと、ぜひ進めてもらいたいというような内容が書いてありますので、今、答弁いただきました養護学校とのつながりも密にしてやっていってもらったと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、次、4番目に移らせていただきたいと思います。

西ヶ丘山林の開発ということで、私どもは西山、西山いうて呼んでいたんですけど、西ヶ丘山林ということで、また今、先ほどもあれも南部土地開発と名前を初めて聞いたんですが、先ほど議案の中の方で一部答弁があったかと思うんですが、今の私の一般質問において白紙の状態で聞きたいなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

この西ヶ丘というくくりで言ってしまったんですけど、全体の面積と寄付された土地の面積というのがあるかと思うんですが、それについてお聞きしたいと思うのと、いつごろの大林からの寄付だったかというのを再度お聞きしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 全体面積というのは、西ヶ丘の全体面積のことですか。

○木村議員 はい、そうです。

○中川企画監理課長 ちょっと質問の意味をそのように解釈してなくて、寄付された面積と理解してましたので、約28ヘクタールであります。寄付につきましては、平成26年の7月末です。ちょっと日はあれですが。

- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました。それはお聞きしときます。それと、先ほどもちょっと一部というか、かなり詳しくおっしゃっていたんですが、コンサルに頼んであると聞いていたので、コンサルとの進捗状況というのを再度お尋ねしたいと思うんですが。
- 西川議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 コンサルですが、土地利用計画図を作成するコンサルさんにつきましては、先ほどの資料を抜粋したとおり、報告書が出されていますので、事業自体は完了をしております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 ちょっと通告書にはないんですけど、先ほどこの開発にあたって新しく業者が入られるようなことを言われたように思ったんですけど、今、報告書が出されたコンサルは入っていないということの理解でいいのかな。
- 西川議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 この報告書については設計のコンサルで、検討するための資料作成のコンサルであります。先ほど申し上げたのは、その報告書に基づいて町が実施していく場合に、簡単に言いますと中間業者さんを選定して、その業者さんが企業を呼んできてもらって、町が望む雇用創出の企業誘致を実現するというような意味合いです。簡単に言いますと、そんな感じです。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 よくわかりました。
- そしたら次、3番、4番一緒に聞きたいと思います。先ほどもちょっと話に出たんですけど、侵入道路というのが今現在1カ所しかないわけですよ。だから、そのほかの侵入道路の計画と、それから、先ほども出ていましたけど、上下水道の整備計画とこの上下水道はいわゆる一番近い本管がどこにあるのか、あるいはその口径が気になったんですけど、そこら辺の問題はどうでしょう。
- 西川議長 企画監理課長。
- 中川企画監理課長 道路の方については企画監理課で説明させていただきますが、307号線から既存の道路が1本ありますので、今のところ、その1本の道路を使って入ってきて、工場内でロータリーを使って出ていこうというような思いはしております。あとのことの答弁については、建設水道課の課長の方から申し上げます。
- 西川議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 上水道、下水道の配管ですが、上水道につきましては西明寺の山門前から上水道管が敷設されております。口径にしまして100ミ

りがございます。307号を愛荘町方面に向かって一休庵本館前から下水道本管との同時埋設にできるのではないかと考えております。また、下水道については一休庵本館の前に最終マンホールがございます。口径は250ミリが設置されております。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。そうすると、かなり前向きになっているという判断をさせていただきました。なるべく早くそういう企業誘致ができて、先ほども言っていましたけど、甲良町の人口増につながればいいなと思っておるところでございます。

そうしましたら、最後に新ごみ処理場の建設についてということを知りたいと思います。これは、私自身の私案でございますので、例えば池寺というくくりから言いますと、むらづくり委員会では発表、いわゆるいろいろと話し合いを始めたところですが、まだ区の方には云々というのは言えていませんので、あくまでも私案ということでお聞きしたいと思います。

まず、土地所有者の応募資格という部分で、地元区長、自治会長の応募と書いてあるのと、土地所有者の応募と書いてあるんですが、個人的に聞いたことはもちろんあるんですが、要は先ほど大林から町にわたったのが去年の7月31日、8月の初めということと、それから、以前、山田議員だったと思うんですが、質問されたように思うんです。それは、多分、西山あたりあるいはもっと西の方の場所だと思うんですが、あのときの回答として断念されたと、いわゆる地元が反対やったから断念されたということしか聞いていないんですが、あれがいつやったんかというのは、私は忘れまして、去年の12月やったんか、今年3月やったんかという部分だったと思うんですけど、そうすると、この8月に大林から土地を寄贈されたということと、それから、この公募が始まったというのが、これが10月15日から公募が始まったということで、ちょっと時間差というか、日にちがあったように思うんですが、以前のようにちょっと聞いたところ、推薦という方式だと聞いたんですが、今は公募なんですけどね。その推薦の部分ではできなかったのかどうかというのが知りたいんですけど。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 現時点では、彦根愛知犬上広域行政組合がこの新ごみ処理の公募については行っているわけですが、その公募要項では推薦方式という形はとっておりませんし、その当時もそのような内容で取り組みはされておりました。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ということは、以前の推薦方式と言いますが、推薦方式ではちょっと時間的に公募を考えておられたことよっての推薦方式はもうなくなったという判断でいいんでしょうか。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 その当時、広域行政組合の方はもう推薦方式から公募方式の方に移っているいろいろと議論をされている段階だったと思います。

以上です。

○西川議長 町長。

○北川町長 今、木村議員が質問されている件については、昨年、山田議員からも質問をいただいておりますが、実は広域行政組合が公募ですというこの事業をスタートしているわけですが、その中で甲良町も協力できるような場所があればというような思いがあったのと、実は私の字の人で今現在、大阪やら京都に住んでおられる方が、兄弟で1筆というんですか、所有者が1家族いうんですか元の、1万5,000坪ほど所有しておられる方が何とかしてもう処分をしたいというような申し出があったので、ですからそれを受けて、近隣の長寺西、長寺東、常安寺が周りに集落があるので、そういう人たちに一度そういう話をさせてもらって、そして、その近隣集落がもし1カ所でも反対があれば、これはもちろんこの話は破談ということで説明をさせてもらったという、そういう経緯があったんです。これは昨年の6月ぐらいやと思うんですけども、結果として2集落から反対多数というような形になったので、この話はなかったものというような形で処理をさせていただいたと、これが第一化成の東側の土地が個人所有で1万5,000坪という土地が今現在も遊休地であるわけですが、所有者はもう何とか処分してもらえんかというような要望があったということは事実です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。そしたら、先ほどのちょっと1番の質問にまだおるんですけど、まず土地は大林の所有から町の方に寄贈されたということで、でも地番は池寺の何番地というような地番になっておることなんだと思いますが、そこで私の頭の中が、公募やからいわゆる行政サイドではどうにもできないということをお聞きしました。だから、地番である池寺さんがもし積極的に動くのであれば多分、町は協力してもらえんかと思うてますねんけど。だから、そういうことだと思ってるんですけど、そのところ、土地は町、地番は池寺という部分で、私の頭の中がぐるぐるしてるんですけど、明快な回答が得られればありがたいんですが。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 広域行政組合が示しております公募要項の中に、地元区なり

代表者の応募の中で、建設応募地の一部または全部が公有地である場合も応募対象となりますがと明記されているところがございます。事前に応募地が所在する市町の担当課または行政組合にご相談くださいというようなことがございますので。ただ、ここでポイントなのは公有地であっても、地元の同意がないとできないというところがこの公募要項に示されている内容でございます。

以上でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしますと、それに伴って2番の質問になるんですけど、近隣という言い方が適切かどうかわかりませんが、町が寄贈された土地の周りが多分、想像でいくと池寺の西明寺の山があったり、あるいは西の方には長寺西さんの土地があったりというようなことだと思うんですが、この近隣の土地所有者とのことは考えずに、例えば池寺は池寺で独自に応募をするならすると決めて、いわゆる会議を進めていっていいものかどうか、どう思われますやろ。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 公募要項では、提出する書類の中で近隣の土地一覧表というのを提出しなければなりません。ただ、それはわかる範囲でいいと聞いておりますし、その目的はその後、境界確定をするときにどの方が隣接の土地所有者なのかということがわかればいいという程度のものでございますので、それが近隣の関係についてはそういったような、近隣一覧名簿というようなものを作成しなければならないとなっております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 それは誰がつくってということですか。応募者ですか。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 応募者が作成することになっております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。済みません。そしたら、その3番の方、さっき町のスタンスということをお聞きしたかったんですけど、先ほど町長がいろいろと答えていただいた中の一部かなと思いますので、その次、4番目、5番目、一括でお願いしたいと思います。

このごみ処理場の建設にあたって、決まったということが近未来にあらうかと思うんですが、そのときの補助金についてお尋ねしたいと思います。それとまた、補助金の配布方法はどのような方法かということをお聞きしたいと思います。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 地域活性化交付金というのと環境整備事業補助金という2つの補助金がメニュー化されております。地域活性化交付金といいますのは、清掃活動補助とか文化祭支援でありますとか、そういったような地域のコミュニティの規制の関係で用意はされております。

環境整備事業につきましては、例えばグラウンドの整備でありますとか、あるいは公民館の建設、リフォームでありますとか、あるいは地元区を考える事業としてまちづくりプランの中での農家レストランでありますとか、多目的施設の建設であるとか、そういったようなものに対しての環境整備事業補助金という2つの交付金と補助金という2本柱で用意をされていると聞いております。

○西川議長 配布は。

○山田住民課長 配布方法につきましては、まず支払い期間なんですけど、地域活性化交付金につきましては支払い開始可能年度から最長30年間を限度にして分割払いとされると要綱上なっております。環境整備事業補助金につきましては、支払い開始年度から10年以内とするといったようなところで示されておりますけれども、聞いておりますのは、具体的なより詳細な要項等を今後作成して、詳細については示してまいりたいと彦根愛知犬上広域行政組合から聞いております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。これ3億円という金額が出てきておるわけですけど、もしも、建設することが決まった場合の3億というお金がどういう形か知らんけど、動くわけですけど、3億円を限度としてと書いてありますけど、それが変な表現になりますけど、2億ぐらいでいろんなことやってもらったけど、2億ぐらいでいろんなことやってもらったけど、2億ぐらいしかならんというようなことだったら、やっぱりその2億ぐらいしかもらえないということでもいいんでしょうか。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 現時点で、要綱上ではまずはまちづくり事業プランを、作成をその地元区でしてもらわなければなりませんので、その地元区の中で例えば3億円以内ということでありましたら、その支出になろうかと思えます。以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。それでは、一応、私の質問項目は終わったんですが、先ほどの西ヶ丘、いわゆる南部土地の開発が一日も早く、このごみ処理場も聞いておりますと10年という長きにわたってのことを考えておられるように聞いておりますので、そんな長くしていたら、ぶっちゃけ話、私

はもうこの世にいないんじゃないかというようなことをふっと思ったりしますので、要はこの建設の方は行政組合の方の所管なもので、町には関係ありませんけど、何とか早く実現をされることを祈りまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西川議長 木村議員の一般質問が終わりました。

ここで、都合により副議長と交代します。

(議長交代)

○丸山恵二副議長 次に、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。項目が多いので、スピードを上げたいと思いますが、よろしくお願ひします。

まず1番目に、表彰ということで上げてあるんですが、先日行われました60周年の記念式典で表彰があったわけですけど、いつどこでどのような審査をされたかというようなことをお聞きしたいと思います。ちょっとあれっと思うような方がいらっしやったので、どのような審査をされたかなということをお聞きします。

○丸山恵二副議長 総務課長。

○中川総務課長 町制60周年記念功労表彰規定というのを設けまして、その規定に基づいて表彰をさせていただきました。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 それは、どのような内容であったのかというのがもう少しわかればお聞かせください。

○丸山恵二副議長 総務課長。

○中川総務課長 表彰の範囲というのがございまして、町長職を経験した者、町議会議員を4期以上経歴した者、町消防団員として20年以上勤続した者、民生児童委員として15年以上経歴した者、町非常勤特別職員で1つの職を15年以上経歴した者、町三役として多年にわたり勤続した者等となっております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。3番の方でまた質問したいと思います。

それと、該当者がその10年の間に死亡されていた、それでも表彰に値する人だというようなケースが甲良町の場合、表彰するのか、しないのかということをお聞きします。

○丸山恵二副議長 総務課長。

○中川総務課長 今回、そういうケースは多分なかったと認識しているんです



けれど、規定の中ではそういう規定がございません。ですので、例えば表彰する予定の方が近々に亡くなられたとかいう場合には、その都度、審査をしてということになります。おっしゃるとおり、10年の間があります。前回は50周年記念、例えば50周年が済んで1年後に亡くなられたといった場合に表彰するののかという規定がございませんので、そういったケースがわかった場合にはその都度、判断するという規定しかございません。特に、規定で設けていないので、その判断というふうになると思います。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 私も甲良町条例を見て質問しているわけですけど、こういう規定は設けないかんと違うかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、表彰するにあたりまして、経験年数云々で資格を持っておられると、その中で刑事事件等で起訴された人、判決を受けた人とか、そういう人がおられた場合のルールづくりが必要ではないかなと思うんですよね。今、甲良町の場合ないですね。よその市町村も1カ所、竜王町はなかったかな、あとは皆あるかと思うんですが、そういう規定も条例の中に盛り込んでいただきたいなと思いますが、いかがですか。

○丸山恵二副議長 総務課長。

○中川総務課長 現在のうちの規定では、そういうことは盛り込んでおりません。ただ、おっしゃるのはわかるんですけど、犯歴があるかとか、起訴されたかとかいうのを確認する手段が法的に明確にございません。例えば、公職選挙法とかそういう上位法令があって、その中では犯歴がある場合には履行できないとかいろいろあるんですけど、その場合には照会して確認することができる法律なんですけれども、町の規定ではそこまでは踏み込めないということになっておりますので、他の市町が取り組んでいることがありましたら、ちょっと参考にさせていただいて、今後はさせていただきたいとは考えております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 そういう事例が各町村に入っていると思いますので、条例に盛り込まれたらいいと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

次に、道路交通法の問題で、自転車の交通法規が変わったという中で、甲良町の場合、歩道を自転車が通行するという標識が立っています。その辺のところもあるんですが、町民のある人から「車道を自転車が走っていると厳しいんじゃないか」というような形で、事故につながりかねない、歩道を何で走ったらいいかのかということが言われております。

甲良町の中、一部、私も調べましたが、尼子呉竹線のところには、そんな

広くない道路に自転車が歩道を走ってもいいですよという標識がありますね。その辺が国道307号でもいろいろとあるわけですが、甲良町の場合、道路交通法が変わったといえどもその辺が認められるか、認められないかということが質問したかったんですけど、ちょっと調べていましたら、県の方でも今、審議が始まるようでございます。委員会審議になって、上程されるかどうかまだわかりませんが、その一部の資料をいただいております。その辺のところも多分入っているんだろうと思いますので、その辺のところは今回の質問の中から外しますが、これ以上言いませんが、それは参考にして取り入れていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○丸山恵二副議長 総務課長。

○中川総務課長 よくご存じのことやと思います。道交法が改正されまして、3メートルの幅員がないと今はその看板は設置できないとなっております。わかりやすい例で言いますと、尼子のコンビニ、セブンイレブンから尼子駅に向かうあの歩道も3メートルないということで、あそこはよく自転車が通るんです。それも安全点検させていただきまして、警察にも報告はしております。認識はしていただいているんですが、現況、警察、公安委員会としても法律があるということなので、今は何とも言えないと。ただ、要望だけはしてほしいということ聞いていますので、要望を上げていくということで町の方では今のところしております。ほかにもそういった道路がありますので、今後も続けてやっていきたいとは考えています。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 3メートルの規制があります。その辺のところ、道路も3メートルにするということについては、また予算的な措置が相当要るかと思いますが、県の方でもその辺が何かいろいろと審議されるようございますので、その辺が決まってくれば、予算的措置でまた甲良町の土木事業ができるかと思っておりますので、その辺をよろしく願いしておきます。

次に、教育改革についてということで、質問いたします。

新しい教育制度ができて、今回、橋本教育長が就任されております。一度、新教育長の立派なお話が聞きたいなと思ひまして、1番目として教育長の目標、それから今後の方針ということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○丸山恵二副議長 教育長。

○橋本教育長 失礼します。10月1日付で就任させていただきまして、2カ月が過ぎました。この間にも多くの皆様に何かとご支援、ご協力を賜り、ありがとうございます。

それでは、今、西川議員さんから質問をいただきました。教育の目標と今後の方針についてですが、少し時間をいただいで説明をしたいと思ひます。

まず、第1にはやはり一人一人の子どもに豊かな心を育むということを大事にしたいと思います。いじめや暴力のない安全で、安心して学べる学校や園づくりが何よりも大切と考えます。互いに支え合い、励まし合う集団の中で自己存在感や共感的な人間関係の育成に努めて、「今日も楽しく学校や園生活を送れたなあ。また、あしたも元気で登校しよう」という声が毎日聞こえる学校や園にしたいということを一番に願います。

第2番目には、確かな学力を身につけるということです。一人一人の子どもがわかった、できたと言える授業を毎日、大切に積み重ねることにより、子ども自らが意欲を持って学習に取り組み、確かな学力を身につけることを特に重点として取り組み、進路を保障し、やがて希望する仕事につけるようにしたいと思います。そのためには、まず教師自身が研修を重ね、指導力量を上げることが大切かと考えます。また、保護者や関係機関の皆様と連携を深め、ご協力をいただきながら、地域ぐるみの子育てを進め、学力向上をめざしていきたいと考えます。

3点目には、健やかな心とたくましい体を育むということです。思いやりのあるやさしい心、少しぐらいの厳しさには負けずに頑張るたくましい心と体を育むために、時と場合に応じた挨拶をしっかりとすることや基本的な生活習慣の育成、規範意識の向上などを一層徹底させることを根気強く進め、心身ともに健やかな子どもを育てたいと考えます。

4点目は、生涯学習の観点からですが、スポーツの振興や健康長寿のまちづくりについてです。「ふれあい つながる こうらの子」という合言葉のもとに、スマイルネットや関係機関、団体の皆さんとの連携を深め、地域全体で青少年を育て、また誰もがスポーツに親しむ機会を設けるなど、生涯スポーツ社会の実現に努力したい。また、老壮大学をはじめ、そういった高齢者の皆さん方の活動の機会を充実させることにより、健康で生きがいの持てる健康長寿のまちづくりに努力したいと考えます。

最後に、人権教育や郷土学習の充実についてでございます。町民の人権問題学習講座や町民のつどいなどの機会を大切にして、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを一層充実させ、また、藤堂高虎をはじめとする甲良の三大偉人や町の歴史について学ぶ機会を設けるなどして郷土学習を進め、甲良のよさに気づく学習機会を設けるなど、郷土愛を深めたいと考えます。まちづくりは人づくりと言われます。また、人づくりでは教育は本当に地道な取り組みの継続によって、その効果があらわれます。そしてまた、時間がかかるとも言われています。少子・高齢化に向かう今だからこそ、誰もが甲良に住んでよかった、甲良に住みたいと思えるまちづくり、人づくり、教育が本当に大切だと考えます。

目標の達成に向けて、誠心誠意、関係者の皆様と力を合わせて努力をする所存でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 大いに頑張っていたきたいと思います。今のお話の中にもいろいろ出てきておりましたが、私も少子・高齢化という形の中で、人口が減少していく中、甲良に戻ってきたいとか、転入をしたいということになっていくためには、学力アップがぜひ必要だと思います。その辺の中で、現在、甲良の小中学生が全国レベルの中のどの辺の位置にいてるのかということをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 全国でどれぐらいということは、全国の小中学校ごとの各平均が公表されておられませんのでわかりませんが、おおむね小中学校においては前年度に比べて、滋賀県同様の結果で、全国を下回っているということで、全国を下回った位置にいてることが考えられます。

ただ、質問紙がありまして、地域への行事の参加はどうかという質問に対しては、この項目については全国の平均よりも高いということが示されております。これは、地域への誇りや愛着が高いことを示していると考えられますので、この思いを大切にしていきたいと考えております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 そこで、ちょっと中へ入らせていただきたいと思います。学校の先生が、聞くところによりますと、朝早くから夜遅くまで仕事をされて大変ご苦労なさっているということをよくお聞きします。その中で、一生懸命やられているわりには、全国レベル、滋賀県レベルの中でも位置が低いと私は聞いております。その辺が何が問題点なのかなということをお聞きしてみたいと思います。

1つ、学校の先生からちょっと聞きますと、中学校ですが、朝、授業に入る前に水筒を持って教室に行かれる。それと、5時間、6時間の授業が終わるまで教員室に帰ってこないというようなことを1年生ですが聞きます。それは何でかということをお聞きしてみたら、やはり生徒が落ち着かないというところがあって、授業どころではないということをおっしゃっています。その辺が中学校で心配なところなんですけど、2年生、3年生になってくるとだんだん落ち着くんなんですけどということであるわけなんですけど、その辺がちょっと一番心配なところで、私の方でちょっと調べてよという話が出てきたのが、理科のテストが2学期の中間テストです。平均点31.1というようなことが流れております。その中身を調べてみますと、0点から19点までがもう大半を占めているわけですね。100点は誰もおりませんわ。その辺で皆

さんが普通はカーブがこういうふうになっていますけど、この理科だけはこうきて、こうなっているわけですね。その辺がなぜ悪いのと、こんなにと。私はそこで質問を投げかけたんですが、教え方がよくないのか、教師が悪いのか、レベルが低すぎるのかということをお聞きしたいんですが、よろしいですか。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 理科のテストの点数が低いというようなことで、中学校の方に確かめましたら、テストの問題が少し難しかった、特に時事問題が入っていたりとかいうようなこともあったということで、子どもたちが慣れていない問題というようなこともあったと聞いております。また、採点においても部分点がなく完答式、きちっと答えが書けていないと丸がもらえなかった、漢字も同様です。漢字が間違っていたらもらえなかったということで、厳しく採点されていたということで、点数が低かった、平均点数が低かったということをお聞かせております。ただ、期末におきまして、校長の指導によりそこら辺が改善されつつあるということは聞いております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 難しい問題が出たというところかもしれませんが、やはり子どもたちの理解度が全然進んでいないと判断した場合には、やはりもっと細かく教えてやるとか、指導してやるということが私は必要やと思いますね。その辺が全体に見て、理科が悪い。私らも理科は点数悪いですけど、そういうところですけど、極端に低いですから、これはやはり何とかしなきゃいかん問題だと思っています。

それと、授業以外に特別な仕事があるのかという形で、先ほど申し上げましたけど、落ち着かせないといかんと。昼食時間とか休憩時間に職員室に戻ってこれないというような状態になっていますので、その辺が教師の方全員がそうではないと思うんですけど、どんな状態になっているのかなというのは心配なことなんですけど、どんな仕事があるのかお聞かせください。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 授業以外の仕事としまして、やはり登下校の指導、また子どもたちのトラブルの対応、またトラブルが起こらないように子どもたちをしっかりと見ていくと、休み時間も教師が廊下等に出て子どもたちの様子を観察している。また、保護者との教育相談等で家庭訪問も随時して、保護者と子どもに寄り添いながら教育を進めているということで、かなり仕事量としては多いかと思えます。それ以外にも行事の企画や運営、校務分掌等の仕事がありますので、授業以外にもかなり仕事があると認識をしております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員　さまざまな仕事をされているというのはわかりました。それではちょっと、教師不足じゃないのかなという疑問があるんですが、教育委員会の方でもやはり今、佛教大学の学生アルバイトさんを入れられて、センターへ配置されたりなんかしておられるんですが、そのようなことを学校の方へも配置していただけないかなということをお伺いになっているようですが、地方創生の関連でこういう事業が入っているかと思うんですが、10月以降の放課後授業、いわゆるクラブが終わりますので、3年生の場合ですが、放課後授業としてやはり優秀な学校へ行けるように、今は生徒全員が学校へ入れますけど、高校へ進学はできるかと思うんですが、やはりめざすのはいいところだと思いますので、その辺のところでも学力向上のために今、佛教大学の原先生がおっしゃっているようですが、その中での指導員、学生アルバイトの補助員いうんですか、そういう形のものがないか。それと、聞きましたら、土曜日に先生に授業をしてもらうことは、今何か難しいような話を聞いたんですが、それはできないのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○丸山恵二副議長　学校教育課長。

○藤村学校教育課長　教師不足ということでご質問いただきました。県費の教職員だけではとても回り切れないということで、町費の講師さんや特別支援の各種支援員さんを町費で配置していただいております。子どもたちの課題がさまざまですので、それに寄り添いながらきめ細やかな指導をして、先ほど申しましたように、子どもたちの生活が安定して学習できるように取り組みを進めていただいているところです。

ただ、先ほど申しましたように、多岐にわたった仕事があるということで、帰る時間が遅くなっているというような現状であります。そこは何とか学力を図りながら、教職員の負担を減らしていかなければならないということで方策を今探しているところでございます。

2点目は、土曜授業ということだと思うんですが、今、土曜授業についてはいろんな方面、各市町と連携を取りながら、情報交換しながら、ただ県内でもやっているところが少ないということで、長浜の方では年間に3日ほどというようなことも聞いておりますので、常時しているところは県内で今ないというようなところで、今のところは甲良町の方では考えていないということでございます。

○丸山恵二副議長　西川議員。

○西川議員　学力アップという中から考えますと、やはり教育問題に甲良町がお金をつぎ込んでもいいんじゃないかなと私は思います。やはり、子どもの学力を上げてやることによって、甲良町がどんどんと育っていくんだと思

ますし、多賀町のあけぼのパークでも土曜の教育をやっておられたりなんか  
いうようなことも聞いています。それは、予算はどこの中でお持ちになって  
いるのかわかりませんが、やはり今の教育ではまだ満足できていないわけ  
やから、それ以上アップさせるためには現状のことだけやっていると、難し  
いと思う。やはり、その辺は今のところは補助を入れてでもアップするこ  
とをやっぱり考えていかないと違ふかなと思うんですが、いかがですか。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 予算面のこともありますが、予算が許されればそのよう  
なことで手厚く学校の方に指導員等が配置できればいいなどは考えており  
ますが、予算等がありますので、そこら辺と折衝やと思っています。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 教育委員会の方で予算を削っているのは絶対に予算はついてこない  
と思いますので、やはり町全体として考えていただくんだという形の中でや  
っぱり予算づけて要求していかないと学力はやっぱり上がらないと思います  
ので、そこはやっぱり十分ふまえた形で検討してください。よろしくお願  
いしておきます。

それと、先生の人事の問題なんですが、今の教員異動の新聞発表になった  
のとかを見ていても、同じような地域をぐるぐる回ってはるんじゃないのか  
なと思うんですが、その辺は地域を越えた中で優秀な先生を呼ぶなり、そう  
いうことができないのか、そういうことが県の教育委員会に要請してやると  
かいうことはできないもんですか。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 人事異動につきましては、県教育委員会の方が全県とい  
うことを視野に入れながら各学校の勤務年数や年齢構成等、課題などを総合  
的に判断されてされるということでございますので、甲良町としても要望は  
させていただいているところもあるんですが、全てがかなうというものでは  
ないと認識しております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 私らがそれをやれと言ってもなかなか難しい問題ですので、それ  
は希望を述べる程度にさせていただきます。

次に、親御さんと先生の間のところの問題はないのか、トラブルというよ  
うな形があるのか、ないのかということをお聞かせください。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 親との大きなトラブルは、個々にはいろんなケースで教  
育相談的なことはあるかと思いますが、大きなことというのは報告は受けて  
おりません。学校としても、保護者と連携をとりながら教育に当たることは

大事ということで、保護者に寄り添いながら教育を進めていくのが甲良のスタンスですので、それを進めていく中で、親御さんにも信頼を得られるように努めているところでございます。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 親御さんはいいんだと思うんですが、学校の先生が呼び出しして、父兄が来られるという中で話をしていると、うちの息子をたたいてでも教えてくださいと、悪いことをしたらたたいてくださいとお願いはされると。だけど、それの上の祖父母が今度は文句を言ってくるというような話も聞きますので、そういうところ、重々、親と話をされるときには、もうやっぱりおじいさん、おばあさんの方も諭してくださいとお願いするようなことを学校の先生に伝えてほしいなと思います。

それと、甲良のレベルが相当滋賀県下の中でも低いという発想を聞いておりますが、優秀なところもいろいろ、先ほどもちょっとおっしゃいましたが、人事の関係、地域行事の参画は全国平均44.8が71%というような形で生徒が参画しているというようなことがあるんですが、私がここでちょっと言いますと、将来の夢を持っているかというのが71.7で全国、本校は58.1%です。平日のゲーム時間が3時間以上、全国平均は20.5、甲良町は48.4。平日、電話やメール、ネットを3時間以上、全国18.2、甲良町41.9。家で授業の復習をしているか、どちらかといえばしているが、全国52%、本校は32.2というような形になっています。やはり、まだまだ学習意欲というのがおろそかになっていると。この辺はやっぱり教育委員会として指導していかないかん問題やと思います。いかがですか。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 今おっしゃったとおり、児童・生徒の質問紙の結果だと思います。これは、5月の校長会のときでも採点してわかっておりましたので、家庭の方、また子どもたちの方へは指導をしております。復習する時間が全国よりも低い。そのかわり、ゲームや携帯電話をさわっている時間は全国を上回っていると。何とかしていこうということで、特に家庭学習について少しは徹底できるように進めていこうということで、今、取り組みを進めているところですが、なかなかさっと言って、さっと変わるものでもないということで、保護者にも携帯電話等の使い方については講演会やチラシを配ったりして啓発はしているんですが、なかなか進んでいないのが現状かと思えます。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 さらに徹底してやっていただきたいと。その辺がやはり学力が上がってこない原因の1つだと思いますので、よろしくをお願いします。



それでは次に、ちょっと小中一貫校のことを書いていますが、小中一貫校が、人口が減少していく中で行く行くは考えないかん問題ではないのかなと思います。今、現状で高島市の方で実施されておりますよね。その辺がどのようなものなのか今ちょっとお聞かせ願えますか。

○丸山恵二副議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 小中一貫校につきましては、高島、彦根の方でもされているということで、いろんな形式がありまして、敷地内に隣接しているところもあれば、分離して情報交換しながら進めているというようなところもございます。全国では、調べましたところ1, 130件の学校がされているというようなことで、学校のパーセントで言いますと10%くらいがそれを進めておられるということを聞いております。その小中一貫校で、成果としては小学校から中学校にスムーズに上がれるということで、不安感がないというようなことが言われています。また、課題としてはということで、アンケート結果では、教職員の負担感や小学校、中学校の先生方の意思疎通をするための打ち合わせの時間がなかなかとれないというようなことも、滋賀県だけでなく全国の傾向としてそのようなことがあります。

以上です。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 いろんな矛盾点だとか、いい点だとかがあるかと思いますが、人件費の削減だとか、一緒にすることによって校舎が足りないから増設せないかんとか、そんな問題も起こるかもわかりませんが、今後の話として、これは考えていかないかん問題ではないのかなと。もう何年か先には相当減るという想像を私はしておりますので、その辺はよろしく願いしておきます。

次に、先ほど橋本教育長が言われましたので、1億総活躍の中での話で、高齢者の生涯学習、老壮大学をされているわけですけど、これから老人が物すごい増えていくわけですよ。その辺をどういうふうな形でやるのか、私はもうこの7番の空き教室の利用やとか全体を含めた中でのいろんなことを考えないと、皆さん、家でぶらぶらされているだけではだめ。先ほどの南部工業団地で年寄りだけが働けるような施設が来ればいいですけど、やはり家でいてはる人も皆、言い方が悪いですが、認知症になってしまわれることを防ぐためにも、やはり高齢者の対策というのは必要やと思うんですが、いかがでございますか。

○丸山恵二副議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 先ほど、教育長も話をされましたけれども、現在、実施している老壮大学につきましては、充実していきたいと考えております。また、スマイルネットの協力を得るなどして、高齢者と青少年とが一緒にでき

る事業等も、今現在もやっておるんですけど、それを一層進めていきたいと考えております。また、高齢者やりがい、あるいは生きがいを感じてもらえる事業を推進していきたいと考えております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 なお一層進めていただくことをお願いしておきます。

次に、給食センターについてお聞きします。

新旧の給食センターが比較できるわけですが、昼食の質、量、味について子どもたちの評判はどんなものなのか。それと、味がまずいとの声が聞きますけど、どのような対応をされているのかということをお聞かせ願います。

○丸山恵二副議長 教育次長。

○山本教育次長 給食の問題でございます。給食につきましては、栄養士が管理をしまして、質、量、味については児童・生徒に最良な献立をしていただいております。

それと、味、また量につきましては、個人差等がございますが、6月の議会にも報告をさせていただきましたが、少しずつですが、改善をいただいております。

以上でございます。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 ちょっとこれも聞いた話なんですけど、味が薄いというのは、先生方もおっしゃっているようですので、そこら辺はもう少し何とかならんのかということをお話センターの方へお話し願えたらいいかなと思いますが、その中で、給食の配膳の関係があるんですけど、湖東定住圏の協定書の中に入っているのかどうかはわかりませんが、学校給食配膳作業先任者を設けることというような1項目があるようなんですけど、豊日中学、彦根市は全部採用されているようですが、甲良町はなぜ外されているのかということをお聞きしたいと思います。

○丸山恵二副議長 教育次長。

○山本教育次長 甲良の場合につきましては、現業の方に配膳をしてもらうということで、当初からそれで計画をしておりましたので、甲良には配置はしてありません。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 当初、そのような形でいこうということで納得しておられたようですが、現状では前の給食センターで食事を引き取る時は用務員さんがいつも自由時間でできると、例え10分、20分の差でも、鍵を開けて出せたと。今度はそういうわけにはいかないんですというような話とかがありました。

て、教員も時間が押し迫りますから、教員も手伝っていかないかとか、いろんなちょっと不都合が生じているようですので、一度調査していただいて、配膳係を小学校、中学校、皆一緒だと思うんですが、3名ばかり、1人ずつ、その辺を配置することが計画できないかお聞かせください。

○丸山恵二副議長 教育次長。

○山本教育次長 ご意見はいただきましたので、検討はさせていただきますが、どのような回答になるかちょっとわかりませんというか、配置はなかなか難しいものと考えております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 びたっと張りつけよと言っているわけじゃない。3時間か4時間のバイトみたいな形でいいかと思いますので、検討してやってほしいと思います。

それから、給食費についてお聞かせください。

9月の予算決算委員会でも話が出ていますが、収入未済があるわけですね。いわゆる滞納、倍々ゲームで増えていると。それが今、現状は下がってきているのか、そのままなのか、その取り立てに対してはどのような処置がなされているのかということをお聞かせください。

○丸山恵二副議長 教育次長。

○山本教育次長 ご指摘の滞納の問題でございしますが、なかなか厳しいものがございます。先ほど税務課長が申しましたとおり、督促しまして、催告をしまして、その後、また裁判所等の手続き、これは給食につきましては公債じゃなくして私債になりますので、なかなか強制的なものできませんので、法的手続きを踏んで、そういう形に持って行って、収入増に努めたいと考えております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 それでは、不納欠損になるのを待ち構えているのと一緒なんですよ。そうじゃなくして、今、現状がそうなんだから、そこをどうするかということにしていかないといかんと思うんですね。そんな督促状出して、どうのこうのと言ったって、毎日、そうやってただ飯を食ってる子がいてるわけですよ。それを何とかしなきゃいかんでしょということを私らは言いたいわけですけど、そこはどうされますか。

○丸山恵二副議長 教育次長。

○山本教育次長 先ほど裁判所からということをおっしゃっていただきましたが、催告書の中に法的手続きなりをさせていただきますので、催告書を私どもが出して、その後、保護者が何らかのアクションも何もされない場合ですと、裁判所が強制手続きをとられまして、お金を例えば預金から役場にかわって

徴収をしていただくという形になります。

以上です。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 そういうことを話しているんじゃないかと、現状で毎日、給食が運ばれてきて、それをお金を払っていない子がおるわけでしょ。それがたまりたまってこういう金額になってあるわけですね。そこをどうするかと。裁判所がどうのこうのというたら、2年も3年もかかってしまっ、学校を卒業してしまうんやから、その日のことをやらないかんわけですよ。やはり、それに対しての処置というのが、私は前も言いましたけど、給食停止しますよとか、もうこれからお弁当を持ってきてくださいとかいう処置をしないとあかんのじゃないですかね。

○丸山恵二副議長 教育次長。

○山本教育次長 9月の決算議会のときですか、西川議員が言われました給食をストップしてはどうですかという意見もございました。検討はさせていただきますが、どうなるかということで返事をさせていただきました。その後、持ち帰りまして、教委の中で検討させていただきました。やはり、給食をストップという形をとりますと、学校で混乱も起こりますし、それからまた課題等も出てきますので、教育委員会としては給食のストップは今、考えておりません。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 だから、されないならされないで、お金が払っていただけるというふうにしないと、不公平感が物すごい出るわけですよ。そんなもん蔓延してきたら、みんな伝染していったら、もう全然、誰も払わなくなりますよね。そこの問題をどうするかということです。だんだんこの話は広がっていきますよ。そこをやっぱり対策を立てなきゃいかんでしょう。税務課とおやりになるのも結構ですけど、やはり教育委員会としてそれはPTAなり、いろんなところに協力を求めた中で、そういう困った問題があるということをやっぱり精査されないと改善していかないと思います。私、この問題に対しては町長にも聞いてみたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山恵二副議長 町長。

○北川町長 確かに、西川議員のおっしゃるとおりで、払っているもんは正直に払う。払わないでそのまま、言葉は悪いですけども、食い逃げで卒業してしまう、そういうケースは今までもあるわけですよ。だから、そういう中で、子どもたちにおける影響というのもそれもある程度は配慮せないかん。みんな給食を食べているのに、自分だけ親が詰めた弁当を持ってくるというのに対して、子どもたちもかなりのショックを受けるというようなことも考

えながら、その中で一番よい方法はどういうことがあるかというところを、これはもう正直言うて、保護者に直談判をして、場合によってはお弁当になりますよというくらいの厳しさを多少は出してもいいのかなと。よその自治体のケースでも、そういうことが実態としてあるみたいですから、それも今後の検討課題かなと思っています。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 教育委員会としては、つらいと思いますが、その辺は踏み込んでやっていただきたいと思います。

次に、せせらぎの里について質問いたします。

今、観光協会の事務所ができていまして、間口が広くとられておるわけですが、生産者の方々の話として言いますと、生産者の駐車場の一部を潰すよということで、協力すると。その中には、生産者の会議ができるような場所をつくっていただけるという発想で承認したんだと。それがもう立派になってもうたら入れへんということをおっしゃっていますので、今、テーブルを置いていますが、あんなところへ作業服姿でしゃべっていても、ほかのお客さんの観光客の関係で、やはり入れないという気持ちでおられる方が相当数なので、早くあそこを間仕切りするなり何なりして、生産者が入れる場を、会議ができる場をつくっていただけないかなと思うんですが、いかがですか。

○丸山恵二副議長 産業課長。

○若林産業課長 今、新たに建築をいたしました観光案内所でございます。確かに、議員が申されますように、生産者の一部駐車場を撤去して、そこに案内所を建設させていただきました。案内所でございますので、観光客の案内、それと直売所に野菜等を出荷していただいております生産者の方がミーティング等をしていただくという打ち合わせの場所というようなことで設置をさせていただきました。議員が申されますように、使い勝手が悪いというのであれば、今後ちょっと検討していきたいと考えているところでございます。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 確かに、あそこへ私もお茶をよう飲みに行くんですが、カウンターから中へ入っていくのは、なかなか勇気が要るわけですよ。いろんな観光協会のもんがばあっと置いてあるから、そんなもんよけたらええんやろと思うんやけど、あれは間仕切りが要ると思いますよね。現況でば一っと広い中で、そこへ生産者が座つとれという話では、会議しとりなさいといっても、来たお客さんも、これ間違ったところへ入ったのかなという感じにもなりますし、やはりあれは間仕切りする方向で考えていただきたいなと思います。

○丸山恵二副議長 産業課長。

○若林産業課長 一応、出入り口につきましては、勝手口の方もございますの

で、そちらの方から出入りしていただければいいかと思います。間仕切りの件につきましては、ちょっと財政的に費用の方もかかりますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 生産者の方に納得していただけるような形での、時期がずれるかもわからんけど、間仕切りするよとか、予算的に措置をしていただきたいと思います。

それと次、忠霊塔の方へいきますが、遺族会との話も進んであるとお聞きしていますが、皆さん何分にもだんだん年をとられています。その辺のところで早くいい方向へ持って行ってやったらいいんじゃないのかなと思いますので、その辺が現実どうなっているかお聞かせください。

○丸山恵二副議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 雑木の伐採につきましては、来年度予算の中で検討していく予定でございます。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 必ず予算措置、盛り込んでいただきたいと思います。

それから、国有地問題が順調に進んであるのかどうか。ちょっと聞くところによると、遅れそうな感じも聞いていますので。

○丸山恵二副議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 土地の所管につきましては、現在、財務省と農水省の間で取り扱いの協議がされております。平成27年度末には決定すると聞いております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 財務省が絡んでいるという形ですね。

それから、遺族の方とも話をしていたんですが、「忠霊塔があそこにあるのは不便だわな、ある意味」という形で、真ん中あたりに持ってきたらどうかと。町長もおっしゃっていると思うんですが、東西を統一するような方向で、どこか考えられたらいかがかなと。遺族会の方もそのように思われているようですから、その辺はいかがでしょうか。

○丸山恵二副議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 遺族会会長さんから、東西1カ所にしていきたいという内容の要望は聞かせていただいております。まだ、具体的な内容については遺族会さんの中での検討がまだということで聞いております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 町長もその話を聞かれていると思いますので、またご指導よろしくお願いしておきます。

次、8番目。収入未済金についてお聞きします。

先ほど、木村議員も質問されておりますが、要は人口減少問題を解消していくにあたって、本町に住みたいという人が増えなきゃだめだと思います。子どもを産めと言っても、結婚する人がいないとかいろいろな問題が出てきているわけですから、住みたい、戻りたい、企業が進出したいと思ってもらうためにも、滞納金をゼロにせんといかんと。これは私、9月決算の中で決算が否決されておりますが、それ以後、どのようなことを行動されているかということですが、先ほどの話の中にも少しありましたが、この方策を示して行動されているのか。それから、効果の向上の兆しはあるのかという観点からお聞かせください。

○丸山恵二副議長 税務課長。

○上田税務課長 未収金額の縮減というのが大きな課題と受けとめております。その中で、先ほど少し説明させていただきましたが、会計管理者、そして税務課と、あと債務を持っている17の債権がありますが、その担当を持っております課長が徴収対策本部を設定して、納期限内に納入されない町税とか、あと介護保険、水道料金、そして保育料等、全債権17債権について納付者の公平、公正の維持をともに本町の重要な財源であります、そういう債券について取り組んでいきたいというところで、実質的には先ほど申しましたように、全債権の現状の聞き取りを10月、11月で実施させていただきまして、債権ごとの現状と課題というのを拾い出しました。その債権ごとにいろいろな問題点がございました。そこについて各債権ごとの問題点を、今もう取りまとめができましたので、この12月に改善事項を指示するという段階に進んでおります。

今後は、法的な手続きを進めて、滞納の整理を実施して、未収金の削減を実施していくと、この12月から未収金は下げていくという心づもりでやっていくということになります。例を申しますと、水道料金、先ほど申しましたように、1月以降から給水停止というところまで踏み込んでいきたいと。そして、完納に導くということになっていくことを進めておるところでございます。

そして、介護保険につきましては、督促、催告をやっておりますので、それでもまだ未納額がありますから、それは公債権に当たりますので、差し押さえを実施していくというところで指示をしているところでございます。

保育料につきましては、先ほど申しましたように、児童手当等がございますので、そのあたりを充当してもらおうというところも指示をしております。

あと、公営住宅とか新築資金は私債権に当たりますので、強制的にこちらでできませんので、裁判所に支払い督促をまず申請して、裁判所から支払い

督促を実施してもらおうというところまでやっていこうというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

そして、住民課の後期高齢者の支援の事業につきましては、その担当者が小まめにいろんな電話催告等を実施したことによって、現年度および滞納繰越分の未納額はゼロという状況になっています。そこらあたり、対応を個々にやっていくんじゃなくて、そのいいところは共有していくというところまで進んで、そういういい事例のところに向かってやっていきたいと、このように考えております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 いろいろ努力していただいています。今のお話を聞いている中で、住民課が今、高齢者のやつがゼロ円になっているという形なんですけど、いいところは取り入れるということなんですけど、やはり、これは職員全員のレベルアップという形で教育していかなだめなことだと思いますので、1人、2人がいいからということではなく、それをまねしろと言ったって、なかなかできるもんじゃないと思うので、やはりこういうやり方でやったよという見本を示した中でやっていくということをやらないと、皆さんもまねもできないだろうし、電話をかけるにしても、かけ方1つが勘違いされたら怒られて払われないとかいろんな問題もあるかと思えますし、その辺がひとつ問題だと思います。

それと、今までの課長さんが悪かったとは言いませんけど、不納欠損になるのを待ち構えていた可能性も私はあると思うんですね。やっぱり、そこら辺は不納欠損は絶対しないんだという形をとっていかないと、これは解消しないと思いますので、その辺はひとつよろしく願いしておきたいんですが、これで2番の話にもなってきますけど、徴収計画、当然、出されると思います。27年度の予算書の中にはいろんな各課から、こういうことをやってきましたよというような話を出していただきましたが、この徴収に関してはどこの課も上がっていませんでした。その辺を今度の新年度予算ではどういう対策を立てるかということ各課とも、これは出していただきたい。それが「住みよい甲良、福祉の甲良」と言われるようになっていくかと思うし、人口減少問題を解決するにしても、やっぱり目先も何の見えない状態で、人口減少問題に取り組んでいますとか言ったって、「何を言ってるの、甲良町さん。こんな問題あるやないの」と突っ込まれたらもうだめですね。やはり、その辺は徐々にでも減ってきているとか言える姿勢を示さないといかんと思うんです。そこら辺を各課がどう対策していくかということに取り組んでほしいと思いますが、総務課長、いかがですか。

○丸山恵二副議長 総務課長。



○中川総務課長 今、税務課長が言いましたように、徴収対策本部の機能をもっと発揮させるということが1つ。去年から始めさせていただいたんですが、新規重点事業については取り組み方針も含めて、予算のヒアリングの前に事前に出させるということをやりました。その中で特に徴収部分については成果目標ということで、徴収率を必ず掲げるということを今、指示しております。その中で、金額を幾ら徴収するかと、まずその辺が今までできていなかったのも、まずさせていただいて、まず目標を持つと。その中身の取り組みについては、徴収対策本部の中で各課が情報共有しながら、いいところをとっていき、スキルアップを図っていくと。それを各原課におろしていくというスタイルでやっていくということを進めてほしいということをお願いしております。徴収対策本部としても、それをまとめた中での次年度の計画を出してほしいと。課ではないんですけれども、そこはまとめてほしいというお願いをしております。少なくとも月に1回は会議を開いて、中身を検証して、課題に向けてやると。それから、町長に対しても必ず報告を出していくと。その指示を仰ぎながら、また進めていくと。そういう繰り返しをやりながら進めていくということが今までできていなかったのも、それを必ずやるということとやっていただくと考えております。

不納欠損の話がされましたが、無駄に不納欠損を出さないということで、今言ったようなことをしっかりとやった中での最終、これ仕方がないという部分については、やむを得んところまでやってくださいとお願いをしているところです。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 多賀町さんは、そういう未収金がゼロに近いということをおっしゃっていました。やはり、これは総務課長がおっしゃいましたが、皆、各課で協議していくと、町長にも上げるという話を聞いていますが、滋賀県下で職員さんのレベルが、不納欠損やとかそういった収入未済だとかそういうところは何をしてんのとみられた場合、やはり職員さん、何してはんねやろなと、レベル低いなという形になりますので、その辺はこの問題に取り組んでいけば、やはり相当、甲良町のネームバリューも上がってくると私は思います。その辺で町長をお願いしておきたいんですが、やはり職員さんのレベルアップいうのも町長も懸念はされているかと思いますが、やっぱりやっていただきたい。先ほど総務課長が町長には報告するという話です。その収入未済については、やはり9月決算で否決されているわけですから、その辺もしっかりと各課に指示をしていただきたいと思いますが、町長、お答え願えますか。

○丸山恵二副議長 町長。

○北川町長 今、総務課長が申しあげましたとおりでありまして、やっぱり1つは住民さんの納税義務に対する意識の不足、足りない部分も確かにあると思うんです。それと、生活困窮者も結構多い、その背景にはやはり働く環境がきちっと整理されていない、そういう部分も含まれるかなという中で、職員の意識の中には、長年のマンネリというんですか、そういう部分も確かにないとは言えない。先ほどご指摘いただいている不納欠損についても、そこら辺の部分も希薄しているのではないかなとも思っております。

今後は、そういう中でいわゆる納税意識を高めるといことと、そして、納税者にはそのまま逃げられないというようなことも必要やし、そのことの周知徹底、啓発というのも大事かなと。以前にも、県の方から収納チームが来ました。そのときには半年間ですが、実績も上がったと。だから、そういう部分をしっかり教訓を得て取り組んでいくことによって収納率のアップにもつながってくるのかなとも思っております。とにかく、逃げ得は許さないというような強い姿勢を持つということも大事かなと。

今後は、そういう意味で職員、各課それぞれの担当において、そこらの周知徹底をしていきたいなと思っております。

○丸山恵二副議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしておきます。そういうふうに税収が伸びれば、事業もやりやすくなるわけですし、それともう一つは、ふるさと納税が3,000万が6,000万になるというようなことですが、それが3億、10億になれば、またそれなりの利用価値も出てくると思うし、やはりそういうところを皆さんが肝に銘じた形で、いろんな事業に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

以上で、終わります。

○丸山恵二副議長 西川議員の一般質問が終わりました。

ここで、議長と交代します。

(議長交代)

○西澤議員 議長。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 議事進行。開会から2時間近くがたっています。暫時休憩を求めたいと思いますが、よろしく願います。

○西川議長 暫時休憩。32分まで。

(午後 3時28分 休憩)

(午後 3時34分 再開)

○西川議長 再開いたします。

次に、1番 山田議員の一般質問を許します。

山田議員。

○山田議員 1番 山田です。議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行いたいと思います。12月に入りまして、寒い日が多く、体調を崩しやすい時期になりました。体調管理に十分注意して寒い冬を乗り越えていただきたいと思います。

現在、プレミアム商品券のことで、大変議会は揺れております。町長、建部前議長の2冊以上の購入が明らかになり、本当に残念でなりません。プレミアム商品券の特別委員会において、あやふやな答えではなく、的確な答えをいただきますようお願いいたします。

それでは、最初の1番の質問に入りたいと思います。甲良東、甲良西小学校の設備について問うということで、①の現在、甲良東小学校のプールが使われていなく、ずっと放置されており、子どもたちの環境によくないと思うが、今後どのようにされるのかお聞きします。

○西川議長 教育次長。

○山本教育次長 ただいまのご質問でございます。東西小学校ともプールは今使っておりません。温水プールを利用させていただいておりますので、現状のままちょっと保管をしたいと思っております。

ただ、解体するにあたりましては、1プール、1,000万円以上のお金がかかりますし、もし万一、温水プールが廃止になった場合ですが、そのとき学校のプールを解体していますと、また数千万のお金が必要になりますので、今後は公共施設というか、教育施設の管理計画を立てて、どのようにしていくかということを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 お孫さんが甲良東小学校に通っている方からプールをなくして、水田にしてほしいという意見があり、現在、北落の集落に水田を借りて体験学習を行っているということで、来年はその水田が借りられなくなり、また違う水田を探さなければいけないとお聞きしたんですけど、それとまたそこへ行くには事故でもあったらいけないということを教育長にもお願いしたと聞いていますが、その点はどのように行っていくますか。

○西川議長 教育次長。

○山本教育次長 ただいまのご質問でございます。当初、田んぼの学校ということで、長寺東の方をお願いしまして、田んぼの学校をさせていただきました。ちょっと都合で東の方ができなくなったので、今現在、北落の野瀬さんをお願いしまして、ずっときた経過がございます。そのとき、私が頼みましたので、経過的には私が存じ上げております。

来年もう1年は野瀬さんの方がさせていただくということ聞いておりますので、その後につきましては、学校に隣接する田んぼの所有者、ちょっと私も知り合いがおりますので、できたらと思っておりますが、そこらはちょっと今後、調整して進めていきたいと思っております。

以上です。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。甲良西小学校、すぐ前にあってどうしてもやっぱり東の方からは同じようにしてほしいという意見がありますので、早急にさせていただきたいと思っておりますので、来年度予算ではちょっと無理かもしれないんですが、やってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、次の質問も同じようなんですが、先ほど答えをいただいたと思うんですが、甲良西小学校も大分古くなっていますので、また今と同じ答えだと思っておりますが、その次の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それで、甲良西小学校のプールの前にも使われなくなった更衣室の建物があると。ですが、大変老朽化が進んでいて危険な状態に思えたんですが、それはどのようにされるのか、計画があればお願いします。

○西川議長 教育次長。

○山本教育次長 プールの前とおっしゃいますがトイレですか。

○山田議員 トイレやろな。

○山本教育次長 トイレにつきましては、現状はくみ取り式のトイレでございます。実際は、利用されておりません。ただ、万が一、震災とかが起こった場合、下水道とかそういうのが一時的に使用ができませんので、そういう関係もありまして、一応、保存しておこうという考えを持って、現状までしております。これにつきましても、先ほど申しましたように、教育施設の管理計画等を次年度以降計画しておりますので、そういうようなことも全部見直しをしながらと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 予算のこともあって、なかなか難しいと思っておりますが、早急に行っていただきますよう、切にお願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次は、長寺西から要望があったことの現況を問うということで、最初に質問に入りたいと思っております。

平成26年9月議会で質問いたしました富田スタンド前の道路に、通勤ラッシュ時においてはスピードを出し過ぎている車が多くあり、大変危険であ

るので、最高速度の規制標識等をつけてほしいと要望があったことは現在どのようになっているのかお聞きします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 要望をいただいてからかなり日がたっているんですけど、なかなかいい返事がもらえないというのが現状です。引き続いて強く要望させていただいて、実現に向けて取り組みたいとは考えております。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 毎年、要望を出すということをちょっと前は聞いていたんですけど、今年度はいつ要望の方は出されましたでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 済みません。まだ、今年度は出せていないので、早急に出していくという予定でございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。最近、保護者の方から通学路になっておって、時間帯が同じということで、何か最近、子どもがひかれかけたということで、通勤の車を通さないようにできないのかという、悲痛な訴えがありました。やっぱり本当に事故があつてからでは遅いので、早急に設置をしていただきますようお願いいたします。

それでは、2番の質問に入りますが、平成26年12月議会で質問いたしました山本米穀店前の交差点、大変事故が多く、30メートル手前からパトライトを考えているということであったが、現在はどのようになっているのかお聞きします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 現状なかなか難しいということです。昨年、パトライトの設置検討ということでやっているんですけど、交差点の形状とかいろんな問題も絡んできまして、簡単にぽんとつけられるとは思ってましたけど、なかなかそんな感じにはいかないということがわかってきましたので、現地へは警察の方に何回も来ていただいて、現場確認をさせていただいています。応急処置ということではないんですけど、ラインが薄くなったりいろいろしているケースがありますので、横断歩道のラインの引き直しとか停止線の引き直しとかいうことで、今のところは対応しているというのが現状ですけど、さらにもうちょっと詰めていかんとあかんのかなというところでございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 この前もひどい事故があつたと聞いています。やっぱり、ナビの発達によって、車の通行量も多くなっているのが原因だと思いますし、これ

からもまた事故も多くなると予想されますので、早急なパトライトの設置が望ましいんですが、やっぱりまぶしさ等もあって難しいということもあると聞いておりますので、ほかの方法も十分検討していただいて、何らかの処置をしていただきますようお願いいたします。

それでは、3番目の質問に入りますが、平成27年の3月議会で質問いたしましたゆず公園に電柵を設置していただきたいということについては、現在どのようになっているのかお聞きします。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 3月議会でも答弁をいたしましたように、農林水産省サイドの国庫補助金は長寺のゆず公園の獣害被害が少額のために費用対効果のことから不採択となりますので、補助事業で進めることは現時点ではできませんが、その後、議員も指摘がありましたように、長寺東の方の圃場の方にも被害が出ているというようなことで、そういうようなこともありまして、町長さんの方が知事との懇談会等がございまして、その中でも知事さんの方に強い要望をされたということございまして、現在、湖東農業農村振興事務所、農産普及課の獣害対策の方と何かいい補助施策等がないかちょっと模索をしているところでございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 次に、今年度は県への要請はどうなっているか聞こうと思ったんですけど、今年度もやっていたらいいということ、答えはよろしいでしょうか。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 柵については今、模索している最中ですが、獣害対策につきましては、有害鳥獣の捕獲等によりまして、甲良町の猟友会にお願いいたしまして、檻等の設置で対応していきたいと考えているところでございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 ゆず公園のところは、グラウンドゴルフのコースがあって、町民の方が毎日利用されています。また、野球のグラウンドが2面あって、スポ少の方も、また町内、町外を問わず利用されており、そのとき大津でも命の被害があったと新聞記事を見ていて、早急な設置をお願いしておりましたので、県などに積極的に働きかけていただいて、早急な設置をお願いいたします。

それでは、最後の質問の方に入りたいと思います。プレミアム商品券の販売方法について問うということで、販売において1人2冊と1人1回2冊と職員の見解が異なって販売したことに対して、私は行政の完全なミスと思う

のですが、それに対しては認めますか、お聞きします。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 特別委員会でも何回かお話ししてありますとおり、販売を始める前には行政内部の打ち合わせ会で1人1回2冊で販売するようになっておりましたが、最終的には販売を施すチラシで1人2冊ということで販売をさせていただきました。このために職員間で販売の方法等について周知徹底が十分にできなかったことで、このような混乱を招いたことにつきまして、深く反省するところでございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 反省じゃなしに、認めるかどうか聞きたかったんですが、産業課長の方は1人2冊ということですが、1人1回2冊ということで会計室長の方は言っておられましたので、ちょっと会計室長の方からもご意見をお聞かせください。

○西川議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 今申されました職員の見解、あるいは職員の販売方法が違って販売したということではありません。特設会場でも産業課の職員は1人1回2冊で販売しておられますし、また売り場が会計室に変更してからも、産業課の職員さんが会計室の方へ来ていただいたときにも、1人1回2冊で販売されておられます。職員の見解が異なっていたということではございません。ただ、ほかの事務的なミスについては、このようなことに至ったということについては大変反省しなければいけないところでございます。

以上です。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 やっぱり今の見解も大分違っていたということで、ちょっと行政の大変なミスやということ認めざるを得ないかなと思うんですが、産業課長、済みませんが、もう一度認めるか、認めないかお願いします。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 販売方法についていろいろこういうぐあいに違ったような意見が出るということは、ミスであったと考えているところでございます。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 完全なミスということで、よろしいですね。ありがとうございました。

そしたら次に入りますが、現在、全国ネットで放送がされております。甲良町が悪い意味で有名になっており、それにより町民の方の怒りは並大抵のものではありません。そのことにおいては、どのように考えるのか、町長にお伺いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 今回のプレミアム商品券の販売では、5月、6月の内部協議を経て、7月から販売というような形になりました。先ほど産業課長が申し上げました部分と最終的には内部協議の中での食い違いというんですか、意思徹底というのが十分浸透していなかった。そういうことが今回の大きな問題点に派生したとも思っておりますし、私の認識の甘さ、これが一番大きかったということにもつながってきております。もっと細かいとこまで全てのチェックをしておれば、こういうことはなかったのかなとも思って、深く反省もしております。このような結果を招いたことに対しては、機会があるごとに町民の皆さんに大きな不信を与えたということに対しておわびをさせていただきながら、今後は行政の信頼回復に向けて一生懸命取り組んでいきたいと、このように思っております。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 次の質問で、町民に対して今後どのように説明を行っていくのかということで町長に聞こうと思ったんですが、今その中に答えは入っているということでよろしいでしょうか。

○北川町長 はい。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。全国ネットで放送があり、町長が甲良町民の信用を失墜させ、甲良町のイメージを損なわれたことは大変重大な罪であり、茨城の常陸太田市におきましては、プレミアム分のお金を返還して、辞職されているということもあり、当然、私は町長もそのようにされるものだと思いますし、甲良町のイメージを回復するには、それしかないと思いますので、町長の見解をお聞きします。

○西川議長 町長。

○北川町長 先ほども申し上げましたとおり、私のミスでこのような事態を招いたということに対しての責任はあります。だが、それに対して辞めたらいいのかということになると、辞めるということは逃げるということになって、それでやはり選挙のときに私を支援していただいた町民の皆様も沢山おられます。それと、不信を抱かれた町民の皆さんも沢山おられる。そんな中で、一日も早く信頼を取り戻すための、残された任期については一生懸命頑張っ、町民の皆さんに信頼回復ができるように努めてまいりたい、このように思っております。

○西川議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。今、建部前議長におきまして、3日の昼の6チャンネルを見ておきますと、出演されている方から、このような前議長がい



るようでは恥ずかしい町やと言われておりました。そのときは議長であるにもかかわらず、本当に恥ずかしいことであって、町民の信用を失墜させたこともそうですが、この議会においても大変恥ずかしいことであり、また、議長に選んだという議員も町民の信用を失墜させたことは大変重要な罪であり、本当に大変恥ずかしくて、私はいたたまれない気持ちです。早く態度を決めていただいて、甲良町の信用を取り戻していただきますようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

6番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 それでは、質問に入ります。

町民の暮らしに寄り添って、工夫次第で町民に喜ばれる施策の充実をめざして行政を行っていくことを追求して質問していきます。

まず最初に、香良の湯のシルバーデー、毎週金曜日は65歳以上の人に対しては無料になっています。しかし、65歳以上の人でも毎週金曜日は無料であることを知らないでお金を支払っていた人がいたということです。そこで、入り口の前に看板を立てて見やすいようにして、65歳以上の人には無料の証明書を発行してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○西川議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町の65歳以上の方の入浴料が無料という看板は受付のところに置かせていただいています。また、毎月の広報でも65歳以上の方は無料という広報を出させていただいております。

シルバーパスにつきましては、指定管理業者と検討して考えていきたいと思っております。

○西川議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私が見ていなかったのによくわからなかったんですが、つけているということは、もういいことだと思いますけど、周知徹底してわかりやすく説明していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしく頼みます。

そこで、これまで毎週無料の日を週1回でしたが、さらによりよい充実したシルバーデーにするためには、週2回と考えますが、このことについてどう思いますか。

○西川議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在、1カ月に約200名前後の方がご利用いただいておりますので、無料の回数を増やすということは、その利用料の補填と

ということもありますので、これも指定管理業者と一緒に考えていきたいと思っております。

○西川議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、2回に増やすと相当な費用がかかるということですが、2回に増やした場合にどのぐらいの費用がかかるかわかりますか。

○西川議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 お一人250円のところを無料にいたしますので、その分、利用者の方の人数で計算ができると思います。

○西川議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ちょっと考えてみたら、65歳以上というのではなくても、ほかの一般の人にも楽しい、充実したシルバーデーができるんじゃないかと思っておりますので、できたら2回にさせていただけるように検討してみてください。よろしく願いしておきます。

それでは、2番にいきます。2番は燃えるごみについてお尋ねする予定でしたが、28年度一般廃棄物収集業務についての中で、変更ということで、通年週2回ということが実施されるということになっておりますので、非常にありがたいと思っております。この2回になったことをまだ町民にいろいろ報告すると町民が喜ばれると思っております。あとのことは、これは私はメインとして質問するつもりだったんですけど、あとはもう割愛させていただきます。

3番にいきます。3番はグリーンベルトについてお尋ねします。

通学路に指定されているところでグリーンベルトを実施していない場所について今後の計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 今のところ、今年度もまだ当初の計画までは至っていない交付金の関係等がありまして、できていないんですが、順次進めていくという計画でございます。毎年、危険箇所点検は行わせていただいておりますので、順次必要な部分について通学路のグリーンベルトを早急に進めたいとは考えております。具体的にいつまでにどの路線をどうというところまではまだ至っておりません。

○西川議長 丸山光雄議員。交通立哨に従事している人たちが楽に、子どもたちの安全を守るためにもできるだけ早くお願いしたいと思っております。

これについての2番、さらに字内の主要道路においても、お年寄りにやさしい思いやりのある道路としてお年寄りに優先を与える表示板を立てるとか、安全を確保するために必要だと思いますので、こういう安全確保のためにはどういう考えをお持ちでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほども言いましたように、通学路の安全点検というのをやらせていただいております。それとともに、通学路以外も気になるところは点検させていただいておりますし、各字からのそういった要望ということで意見をいただきながら進めています。グリーンベルト以外に、例えば横断歩道の引き直しであるとか、白線が消えているところの引き直しであるとかいうことを進めさせていただいているということでございます。それ以外にも、例えばストップ線を1つ引くにしても、公安委員会の許可が要って、なかなか簡単にはできないということがありますので、それができない場合には、例えばストップ線でも点々の線やったら町の方でできるよとかいうのがありますので、できるところから順次進めさせていただいているというのが現状でございます。

○西川議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そういう安全、グリーンベルトに関してもお願いしておきます。

それから3つ目ですけど、道路が狭いところは通学路並みの扱いで、運転手に安全運転を啓発するようグリーンベルトを設置しながら、歩行者の安全対策を確保することが必要じゃないかと思えます。よって、この安全を狭い道路で確保するには、どういうことをお考えでしょうか、行政として。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 道が狭いからというて、グリーンベルトを引けばいいということではないと思えますので、それ以外の方法で、先ほども言いましたような外側線の引き直しであるとかいうことでは今、対応させていただいております。それ以外にもいろいろ方法がありますので、順次、その道路に見合った、できる対策を警察と相談しながらやらせていただいているというところでございます。

○西川議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 実は、この狭いところというのは、実は町民からの苦情だったんですけど、歩いていても車が来ると怖くて歩けないということだったので、安全の面に関してひとつよろしくお願いしておきます。

それで、4つ目ですけど、来年度の予算編成にあたっては、人口減少対策でも、また「住んでよかった、ぜひ住んでみたい」と心の底から言えるように、先に述べたことも含めて町民の暮らし、子育て、農業などを応援する施策を優先することが甲良町には必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 丸山議員に答弁をさせていただきたいと思えます。

2日の全協で企画監理課長補佐より、まち・ひと・しごと総合戦略の中で人口減少対策の取り組みについて説明をさせていただきました。日本創成会議の発表の中に、消滅する町の1つになった甲良町にとっては深刻な課題であり、現在の人口の7,400、500人から、2040年、人口目標を戦略会議の中で5,000人に設定をさせていただいて取り組もうというようなことを決定させていただきました。その中には、子どもを産み、育てる環境づくり、そして、子育て、教育、学力向上をめざした対策の取り組み、そして、農業におきましては優良農地の保全、農業経営指導の充実、道の駅を核とした農業振興の発展などに取り組んでいきたいと思っています。

○西川議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、農業委員の充実と言っていましたけど、私たちもこの前、農業委員の人とお話しさせてもらったんですけど、やはり、一番大事なことは生産者をもっと育てることだと私が言ったら、そのとおりだということで、生産者をもっと育てていくことが、また甲良町には非常に大事ではないかと思えます。そうすることによって、人口減少対策にも当たりますので、ぜひともやっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○西川議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1つ目は、誰もが暮らしやすい町、そして、信頼される町政、行政をめざして、このテーマでプレミアム問題も含めて町長や、それから行政幹部の皆さんの姿勢を問うものです。プレミアム問題については、特別委員会で私は委員長をさせていただいていますが、今日は一議員という形で、任務で質問をさせていただきます。行政幹部の皆さんの回答などでほぼ全容が解明をされてきていますので、あとは行政のトップの町長がどういう采配を示すのかにかかっていますので、そこに絞って質問をいたします。

1つ目の課題では、私は人口減少問題の根源にあるものは、いったい何かと問われるところです。命をないがしろにしている政治、具体的には派遣などの低賃金で結婚もできない、子育てには大変高額な経済負担がついて回る。地方での農畜産の衰退、食料自給率の極端な低下で、地方で暮らしを維持することがしづらくなっていることなど、自民、公明の悪政が災いしていると考えられるものであります。常任委員会視察先の佐用町議会の議長さんが、西岡議長さんだと思いますが、地域間競争で子育てしやすい町だといって、自治体間が人口を取り合いになっていること自体が間違いで、それは一義的には

本来、国がやらなければならない仕事であるとの趣旨の発言をされていましたが、大変印象に残りました。どの市町も、裾野からの暮らしやすい町、子どもを産み、育てられる環境をつくるのが、国の重要な役割だと考えます。その視点に立ちまして、幾つかの質問を行います。

1つは、町長に対してですが、人口減少問題への基本的な立場はどういうように考えておられますか。誰もが暮らしやすい環境、子どもを育てやすい環境などが必要であり、住民にとって一番身近な町政が最重点で取り組む課題だと考えますが、町長の見解を求めます。

○西川議長 町長。

○北川町長 西澤議員が言われている人口減少問題については、さまざまな要因があります。特に、若者が甲良町に定住する、その率が非常に少なくなってきた、この要因の1つは、やはり都会に高校卒業した後、大学に行って、そして、都市部で学校を卒業したら、Uターンで戻ってくる人がまずほとんど少ない、そういう状況が人口減少の一番大きな要因にもなっているのかなとも思っております。それ以外に、さまざまな要件はあると思うんですが、そんな中で人口減少に歯どめをかける対策というのは、先ほども丸山議員の中でも少しお話ししましたが、子どもを産み、育てる、そういう環境をしっかりとつくるということが一番大事なかなと。そのことによって、ほかの市町村の住民たちが、甲良町に住んで、そしてそういうところで子どもを産み、育て、そして、教育をしっかりと受けられる、そういう環境が整えば、おのずから人は増えてくるのかなというような思いもしております。

ただ、そのためには、やはり町の財政力、これも大きな課題でありますので、そのためには先ほどから話が出ていますように、甲良町の財源をアップするためには、企業誘致、そういうものをするための施策も今後取り組んでいく必要もあるということと、それと、それ以外にも福祉の面でさまざまな医療費の問題とか、そういうものが生活弱者の負担にならないように、そういう取り組みも大事なかなという総合的なそういう考え方で取り組んでいくということが、今後の大きな課題と思っておりますし、そのことがある程度、クリアできてくることによって、人口減少にも歯どめがかかるのかなと思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 私、冒頭のところで言いました点で、その人口減少の問題、町が財政も、そして体制も全部非常に限定されたところでやらんならんわけですね。この間の議員研修会の際に出られておられた岐阜県の町長さん、国の施策の中で自治体がやっていかんなんということですから、そういう点では、今、減少問題になっている根源にあるところを町としては国の施策、い

ろんな陳情だとか、それから町村会、それから全国町村会などを通じて意見を申されていると思いますけども、国の施策でどういうように考えておられるかお答え願います。

○西川議長 町長。

○北川町長 西澤議員おっしゃるとおりに、私どもは一自治体が単独で国に要請に行くということはまずありません。いろんな協議を組織的に、例えば滋賀県の場合やったら、6町の町村会、この中でしっかり協議をさせてもらって、そして、町村が連携をとった形で中央に対しても要望活動をするということによって、中央の方でもしっかりとそういう部分の受け入れをしてもらえるのかなとも思っていますし、全国の町村会もございます。この中に、例えば滋賀県の町村会の会長を通じて、全国の町村会の会議の中で、滋賀県の町村会の要望として、そういうものも申し上げていただいて、それを中央の方に反映してもらえると、そういうルートを使うというんですか、そういう形で取り組んでいきたいと思っています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 あとのところで、国の施策に対する見解を幾つか設定をして求めていますので、そこでも答えていただきたいなというように思っています。

そこで、その人口減少の問題に対応していく上で、私たちは具体的にさまざまな課題があります。総合的に解決しなければならないと思いますが、今日は絞って、3点出させていただきました。

1つは、やはり子育てをアピールするという点では、保育料を第2子から無料化。現在、国の制度で半額の軽減がされていると思います。もう少し支出をすれば、無料化が可能です。第3子にも広げていくということが可能です。それから、出産祝い金。これは甲良町はございません。10万円の創設、それから、紙おむつやミルクの助成の実現は、多賀町が既に実行しています。こういう点では、子育てするなら甲良町、これをアピールしていく必要があると思いますが、検討状況をお聞かせください。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 ご質問の中で、出産祝い金の関係と紙おむつ、ミルクの助成について住民課の方からご答弁申し上げたいと思います。

結論的には、甲良町として施策として10万円の創設、あるいは紙おむつ、ミルクの助成についてはまだ検討していないという状況でございます。

以上でございます。

○西川議長 教育次長。

○山本教育次長 保育園、第2子から無料化でございますが、先ほど住民課長が申し上げたのと同様で、今現在のところは検討にも上がっておりませんの

で、今後はどうなるかちょっとわかりませんが、まだ検討段階には上がっておりません。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 出産祝い金で言えば、多くて1年間に甲良町で出生される赤ちゃんは70人もいないわけですね。だんだんと減少しています。それで、10万を掛けますと、700万なんです。財源的に見ても、手ごろにできて、そしてアピールもできます。それから、保育園の無料化ですが、国の支援が既に実行されています。それに上乘せをして応援をするというのも可能ですし、近隣の多賀町が既に紙おむつ、ミルクの助成で実現していますので、財源的にも十分検討の余地があるというように思いますが、いかがですか。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 財源の話は、私の方からは差し控えたいと思いますけれども、ただ、議員が申されるように、冒頭、町長の方からも人口減少問題にあたっては、子どもを産み育てる、すばらしい環境が必要だということでございますので、子育ての環境を育成するということについては、当然、町としても考えていかなければならない課題ではございますので。ただ、事業が単発になることなく、やはり継続的に、あるいはパッケージで考えるということが必要ではないかというような認識にも立っているところでございます。

そういった意味で、今後、子育て環境を町長の指示のもと、行政としても考えていかなければなりませんので、その中で考えていければと考えているところでございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 町の姿勢だと思いますが、お言葉を返すようですが、このことをさぼってきた結果、こういう状況になったわけでしょう。その現状をつぶさに見てほしいというように思います。

それから、子育てがしやすい町と総論で掲げますけども、一つ一つの施策で充実させなければ、これは前に進まないんですよ。総論も前に進みませんよね。理論的に言ってもそういう点ですし、それから、受ける町民の側から言うても、こういうような親切な施策が実行されているというのは、大変な喜ばしいアピールです。そういう点では、ぜひ考えていただきたいと思えます。

2つ目の外出支援のパンフレット、ペーパー、裏表ですけども、発行されているのを見ますと、病院の通院だけに限られています。ですから、ある方から訴えがありましたが、入院をされるときはだめということなんです。そして、私は買物など官公庁に来る、つまり、甲良町役場、それから県庁に行くのは車でいきますので、彦根市の県事務所、そういう点で官公庁に行く

ものについても充実させるという検討、実現が必要だと思います。

それと併せて、これはドア・ツー・ドアで今やっていただいて、大変好評なんですね。1台から始まって、今、2台だと思いますが、それでも足りない状況だということに現状から聞いています。そういう点では、充実をさせて、お年寄りが室内にこもらないように、戸外に出られて社会活動に参加する、コミュニケーションを広げるということを考えていただきたいと思っています。

それと併せて、町内巡回バス、愛のりタクシーがなかなか利用しにくいという声を聞いています。それで、甲良町独自で豊郷のように、3台が回っているというように聞いていますが、ワゴン車で対応すると初期投資も少なくて済む、それから、ランニングコストも維持費も少なく済みますよね。豊郷はマイクロバスだと思いますけども、ワゴン車の対応で高齢者、障害者の交通弱者に温かい施策、そして社会参加を促せる、利便性を高めるということも外出支援の充実と併せて総合的な計画、総合的な立案が必要だと思いますが、見解を求めます。

○西川議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 外出支援でございますが、高齢者福祉施策の1つとして定期通院に限り送迎サービスを実施している現状でございます。高齢者数はどんどん増加していきますので、現状のまま継続する予定で、拡充については考えておりません。

また、介護予防教室につきましては、現在700名ぐらいの送迎の実績がありますので、介護予防に励んでいただきたいと思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 外出支援の拡充や、それから町内巡回バス、まだ今現在は検討していないということではありますが、庁舎内でこういう暮らしやすい町、これをアピールする上でも大事なかなと思っておりますので、立案の中に入れていただきたいなと思っております。

それで、3つ目のところですが、国民健康保険税滞納問題が大きくクローズアップされています。滞納の大前提は、低所得、それから仕事あふれ、こういうところが一番のネックとなっていると思われまます。そういう点では、この国の支援策、名前も低所得者に対する支援制度ですね。これを活用して、引き下げが可能な額が、週刊の滋賀民報社で報道されています。この金額全額が当てはまる、つまり、国民健康保険税を引き下げる金額には充てられないというのは、それぞれの議員さんに聞きますとそういうことですが、それでもそのうちの一部を使って引き下げられるんですね。甲良町では、この試算では1世帯当たりの支援額が1万2,964円。つまり、単純に世帯



数で割っていますので、1万2,000円が、それを使えば下げられるということですね。一番多いのが、栗東市1万5,000円となっています。少なくとも、竜王町が9,000円台ですね。ですから、こういう滞納問題を克服する上でも、ちゃんと底辺層のことを考えているよというアピールを、メッセージを送る上でもこれを活用して引き下げが必要です。

介護保険料についても、法のクリアがあります。そういう点では工夫が要りますし、保険料の負担の軽減を何らかの形でする必要があります。見解を求めます。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 一昨日の全員協議会の中でもご説明を申し上げましたとおり、単年度収支の赤字決算が続く中で、国の支援額の増額だけでは国保財政の状況が改善できる状態ではないということをご説明させていただきました。今12月定例会でも、保険税率の改正をお願いしているところでございます。議員が申されました、国でいう1,700億円の国の財政支援については、実はもうそれを盛り込んで行っているということで、私どもの町の方の試算では、先ほど1万2,000円ぐらいとおっしゃられましたけど、私どもの試算では大体1万円ぐらいといったようなところの財源手当というのが甲良町に入ってくるんですが、実はそれがもう盛り込まれていて、この赤字を繰り返している中での、議員もご存じのと通りの広域化の借金をしていると。その5年間の返済計画にそれを盛り込んでいるといったような火の車状態の中で取り組んでいるというところをご理解いただきたいと思います。

そういう意味で、甲良町は本当に構造的にそういうような中での国保税の引き下げができないというような状況でいるところをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 全員協議会でも聞きましたが、一般会計からの繰り入れは法律違反として、ペナルティが実際に課せられる、こういう決まりがあるのかと聞きました。改めて聞きますが、私はそういうことがないと思っていますし、それを一般会計へ繰り入れをして、保険税の引き上げを防いでいる自治体があります。お答え願います。

○西川議長 住民課長。

○山田住民課長 全協のときにも申し上げましたように、確かに議員おっしゃられるように、一般会計からの繰り出しについては、法的に認められている内容と認識をしております。ただ、繰り出しの内容の中で、累積赤字の解消あるいは預金積み立て、あるいは保険事業の充実等、中長期的な国民健康保

険財政の安定化に資するための措置に充てられることを期待するものであるということが国から示されたものでございます。併せて、保険税の安易な引き下げに充てられることを想定していないことといったようなところの国からの通達といいますか、通知が参っているわけでございます。

前回、一般会計で繰り出したしたのは、累積赤字を解消するために、広域化の資金を借りると。その条件として、25%から30%ぐらいを一般会計から繰り出ししないと3,000万の資金が借りられないといったような中で一般会計を繰り出したと。それまでは、ずっと甲良町行政は一般会計の繰り出しというのをやってこなかったというようなことでございます。

したがって、全協でも申しあげましたように、基本的には国保会計の中できちんと賦課を適正にやっていくと。そういう中で例えば、医療費が突発的に上がってしまって、もうどうしても払えないといったような緊急性のときに、一般会計の繰り出しといったようなものが発生するのかと、そういったような現在、認識をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 繰り入れする場合の国が示した条件は、法的要件ではありません。そういう点で見れば、安定した国保運営が現在、累積した滞納額の膨大さで運営が困難になっているわけでしょう。そういう点では、高額な国保料、所得とのバランスから考えて、なかなかそれがうまくいかない現状が今の国保会計を圧迫している現状です。ですから、そういう点では一般会計からの繰り入れについては、何ら阻害されないというように思いますので、庁舎内、町長含めて検討をぜひする必要はあると思いますので、指摘をさせていただきます。

2つ目の信頼される町政をめざしてですが、プレミアム商品券交付事業の不適切、不公平な運営の全容を検証し、根本からのおわびと反省の上に、町民に信頼される甲良町政を取り戻さなければならないと考えている者の1人であります。

町民から寄せられる声は、さまざまを得をした者、それから町長がこういう買い方をしている、議長がこういう買い方をしている、町の指導を果たす役割の人たちがこんなことをしているという点では、本当にあきれ返る、情けない。そして、その後に言われるのは、「ええ町にしてや、ええ町につくりかえてや」というのが必ずついてまいります。中には、「甲良町いうのはこんなもんや」と言われる方も数人おられました。しかし、こんなもんではあかんですよね。全国に名をはせて、いい面で名をはせばいいですけども、悪いイメージ、そして情けないというのが広がっていますから、ぜひと

もこれは改善する必要があります。

ある方からのメールを紹介しますが、「町長のせこい資質に問題があるのでしょうか」と、ずばり送っていただきました。「ただ、行政にかかわる人は公正でなければならないでしょうが、その不正を暴くチェック機能、情報公開など、いつも見られているというような仕組みが必要です。公平性に欠け、不要な手間のかかるプレミアム商品券そのものも問題なので、町長の非を責めるだけでなく、これをきっかけに自治体の問題点や不正が横行する仕組みをただすべきだと思います」。こういうメールをいただいています。これは、実名でもらったんです。これは大変参考になる意見だと私は思いました。

ある番組で、もともと1冊ずつ買っても、人口の半分ほどしか行き渡らないのは不公平である上に、町長、議長が限度を購入していたことが発覚して、町民が怒らないはずがないと、こういうコメントをされました。

それで、私は今まで同僚議員の質問、それから議案説明、同僚議員の質問に答える町長の発言内容を見てまいりました。それで、このプレミアム問題は北川町長の基本的な姿勢、町民に思いをはせるというところが大変弱い側面があらわれてきた問題だと、その1つだと考えています。先ほどの中で、徴収問題のところで、逃げ得は許さないと言われました。自分に返ってくるんじゃないですか。こういうのを平気で町長が言う。そして、そういう見解を言われてもむなしいんですよね。説得力がありません。そういう点で、25日に特別委員会で委員の皆さんから出処進退どうするのかと、今も聞かれましたら、続行しますと。そして、町政に専念すると、精通すると、こういう答弁でした。けども、大変信頼をもう既に失っています。ですから、どんなようにしようとも、この1つの決着をみずからつけなければ、本当に甲良町でいてよう、そして、甲良町長、北川町長のもとで暮らしていこうと、一つ一つ信頼していこうと、なかなかならんのです。そういう点では、後で聞きますが、町長の示された態度を表明をしていただきたいと思います。

そこで、1つは町長が認識していた1回2冊と担当課の作成したチラシの1人2冊までと違っていただけに対して、これは町民に配られているんです。そこに町民のチラシに合わず、こういう課内の意思統一、町政の意思統一、認識一致がぜひとも必要です。こういうことをなぜしなかったのかと。続けて答弁いただいたら結構です。

2つ目は、販売記録を作成せず、そしてできるだけ早く売りたい、こういう答弁を特別委員会でも、また、取材の中でもインタビューで答えておられます。そのことが大量販売、コネ売りの疑惑の根拠になって、町長と議長は表明をされて明らかになりました。町長が指示をして購入先に依頼をしたのではないかと疑われています。そういう点では、この購入をした方をたどっ

ていくと、どうもそのようだというのに思えるわけですね。議長がそういうようになっていましたから、余計にそうになっています。その点は、全容をきっちり語っていただきたい。同時に、町民の生活支援、経済的に弱い町民にできるだけ広くという発想がなかったのだと、弱かったのだというように思いますが、この2つの見解をお願いいたします。

○西川議長 町長。

○北川町長 1番目の質問に対してですが、1人1回2冊とお一人様2冊まで、食い違いがあったことは事実であります。このことは5月、6月の内部協議でも議論がされて、最終的にはお一人様2冊じゃなく、1人1回2冊というような理解をしているものと、お一人様2冊というような意思徹底ができていなかったところが大変大きなミスにつながってきた要因であると認識もしております。そのことについてチラシが発行されるまでにもう少ししっかりと周知徹底をしてチェック機能が働いておれば、こういう事態にならなかったとも思っておりますので、その点は大変、私の責任ということで、皆さんに多大な迷惑をかけたということに対しても本当に申しわけなく思っております。

それと、販売記録を作成せずというのは、これは彦根市等の先に販売をしている自治体を参考にしてこういう形をとったというようなことでございまして、そのことができていなかったことは、これも1つのマイナス要素かなとも思っております。あと、できるだけ早く売りたいという思いは、それは確かにございます。最初3日間で売れ残りが3分の1以上できて、彦根市あたりはやはりお店屋さんが多いから、初日の半日で全部を売り切ったというような地域と、甲良町においてはスーパーや食料品店、飲食店がほんの限られたところにしかお店屋さんがない、そういうところで消費が果たして進むのかというような、要はプレミアム券を販売した分が販売というのに対して、住民の皆さんがしっかり買っていて、消費が進むのかという点では、非常に厳しいかなというような思いもあって、少しでも早く売りたいなあと考えたことは事実であり、そして、知っている人にはできるだけ家族で買っただけませんかというようなお願いはしたことは、私の知り合いというんですか、そういう中には沢山おられました。だから、そういう点ではちょっとでもプレミアム券が売れたらいいかなという思いがあったことは事実でもあります。

それと、もう一つ大事なものは、地方創生事業の中の一環ということで、地域の地元のお店屋さんで消費が喚起されるということが1つの事業の目的でもあると、その認識だけしか私にはちょっとなかったというのが、非常に甘い部分かなと。議員おっしゃるように、生活支援、この部分が配慮ができて

いなかったとか、欠けていたということによって、早く売り切りたいという思いだけでこの事業に取り組んだと。大変、そういう意味では、いろんな点で、初めての事業である中でもそんなとこをしっかりともう少し精査してチェックをしっかりとやっておれば、こういう事態が発生しなかったということに対して大変反省もさせていただいております。今後、こういう事業がもしあるとすれば、そういう部分は教訓にして取り組んでいきたいと思えます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 大変理解しがたい町長の行為です。初めてこの2の説明の中の購入先に家族で買ってくれと。その中に、1回2冊も1人2冊も上限がありませんから、並び直す。並び直す必要がなかったら、大量に渡す、こういう事案が発生してきた根拠になっているように思うんです。そういう点では、早く売り切りたいということで町長は言われましたけども、行政のトップです。知っている人に連絡をするというのは、全く対応の間違いですよ。販売開始の防災無線のアナウンスがありました。その後、連休が3日挟まりました。それから、あと4日で完売したんですけども、終了までの間、終了したアナウンスが流れたのを私の妻が聞いております。しかし、その間、皆さんどうぞと、今日から販売開始ですということもされたのかどうか。そういう点では途中経過でも町長が指示をする相手が違うでしょ。あなたは町の行政のトップですよ。7,500人の上に立つ人です。町民の皆さんに言い分であっても、売れ残らないようにどうぞ早く買いに来てくださいというコメントをしてもいいですよ。それがなかった。ですから、コネ買いではないのかと疑いを持たれているのは、やはり町長の知り合いなどに連絡をしたことです。

事実解明は、特別委員会の任務になっていきますので、そのことは譲りたいと思いますが、早く買ってください、始まりました、こういうコメントはどのようにして流したんですか。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 1回目のときは、チラシでございます。それと、放送。2回目のときは、新聞各紙に甲良町以外の場所にもお知らせするようにチラシを入れさせていただきました。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 誠実に答弁してくださいよ。途中の間に、買ってくださいというアナウンスを流したかと聞いているんですね。始まりから終わりの間まで。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 アナウンスは流しておりません。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 本当にあきれるような庁舎内の意思統一ですし、町長のそういう連絡をした相手がやっぱり間違っているというように私は思います。

そこで、いろんな事実関係をきっちりと隠さず洗い出すと、特別委員会の仕事でありますけども、庁舎の中でもなぜこんなことに混乱を招いたのか、つまり五千数百万の事業です。そして、膨大な事業の中のほん一部です。しかし、町民に喜んでもらおうというて始めた事業が、こういう混乱を招いてきたわけですね。ですから、その点では町長の責任は結果責任を取らねばならないという点では大変重いです。

それで、検証のところなんですが、何を基本にこの事業の検証を実施しようとしているのか。とても重要です。いろんなミス、不手際の背景にあるものを洗い出して、メールにありましたように、その体質上のこと、それから庁舎内でのいろんな意思統一不足、こういうのもしっかりと洗い直す必要があります。そして、町長の政治的、道義的責任の重さ、これは大変重いというように思っています。

テレビで流れる以前にも、私たちが特別委員会を設置するのはいろんな情報が寄せられました。甲良町で何やというて言われました。ですから、そういう点から見たら、町長が進んで事実関係を明らかにする。9月5日の新聞社の取材に対しても、6日号の地方新聞に載っています。「大量買いとこういう事実はありません」。そして、その後の特別委員会の質問でも、「そういう事実はありませんので、お話しすることはありません」。そして、2回目の質問には、「家族が並んで買いました」。そして、3回目にやっと「家族が5人並んで、10冊、そして職員を通じて5冊買いました」ということなんですよね。この点では1回2冊というみずからの認識も破って購入しているんです。この背景、どういうように考えておられますか、町長としては。

○西川議長 町長。

○北川町長 議員が指摘されたとおり、私の軽率な判断というか、行動が大変、町民の皆さんにご迷惑、不信を招いたということでもありますので、大変申しわけないと思っております。それと、先ほどのコネ売りの件ですけども、わざわざ私が電話をして買ってくださいと言ったことではないんです。ただ、出会った人にそういうことを申し上げたということなんです。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それであっても、指示する相手が違うというように私は思います。

それで、どのような形で町長のおわびの意思を示そうとしているのか、改めてお聞きします。質問状にもそれを入れておきましたが、今、回答がありませんでした。それで、町民に見える形での責任を示すことが、とても今、

大切だというように思っています。その1つのあらわれは、みずから辞職の意向を表明すること、それから、迫っています12月の月額報酬、それから冬の一時金、これの減額条例を提出する、こういうところまで考えているのか。それとも、それは視野になかったというのか、最終日は今のところ14日と決まっています。減額条例は大変簡単です。特別職の減額は返納することはできません。ですから、条例を定めなければ減額することができませんので、そのことを示して町民におわびの意思を示すということが大事だと思いますが、どう考えられるでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 その前に議員の検証の件はよろしいですか。12月1日の課長会で、検証委員会を立ち上げるということを行いました。したがって、今後はそれに選ばれた、今回のプレミアム商品券に直接かかわっていない管理職で検証委員会の中で協議をしてもらうということに決定をさせていただきました。

それと、今ほどの責任の重大さというのはひしひしと感じておりました、報酬の減額とかいうのは、全額返納ということではできません。十分考えさせていただいて、例えば報酬の50%を3カ月間減額するとかいうのできるのであれば、そういう形でおわびを申し上げたいと思っています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 今の質問の中で、みずからの辞職の意向を、これを固められるのか、表明するのか、その点、再度お尋ねします。

そして、私たちは政治家になります。その点で、規制法の関係で職員のように返納する、減額するということではできません。ですから、条例で減額の処置をとらなければ5割のカットもできないんです。ですから、そういう点では準備に入られると、そういう条例を準備するということで理解していいんですか。2つ、お願いいたします。

○西川議長 町長。

○北川町長 以前に、高額医療のときでしたか、減給処分という形でさせていただきました。そのときは、私の理解では10%が減額の限度やというように思っておったのが、これは勘違いかどうかわかりませんが、そう思っておりましたので、そのことで減給10%の2カ月という形の自分なりの処分をさせていただきました。そういう経緯があって、そのことしか頭になかったものですから、これは減額率を変えることによって、条例制定が必要ということもちょっと私の方には知識の部分が不足しているということになかったので、そういうことであれば、この最終日までそれを例えば準備して提案をさせてもらうということは可能かなと思っています。

それと、出处進退については、委員会の中でも申し上げをさせていただきましたように、今回、大変ご迷惑をかけ、全国ネットで放映もされました。私の不徳のいたすところでございまして、もう反省も弁解の余地もございません。そのことについて、先ほどどなたかにも申し上げましたとおり、私も多くの支持者の方に選んでいただいて今日があるというようなことから、その人たちを裏切ることなく、今後もういゆる信頼回復に向けて、一生懸命頑張っていきたいというような思いを持っておりますので、その点をご理解をいただきたい。特に、私も2年の任期はもう切りました。厳密に言うと1年と10カ月か11カ月ということにもなります。そんな中で、行政の信頼回復に向けて、職員一丸となって取り組んでいくという決意をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 高額医療の場合は、減額の条例を出して承認をしています。10%であっても減額条例を出された記憶があります。それが可決をされて、理由は高額医療に関係する責任をとるというので10%、3カ月でしたかね。それだったわけでありますので、減額する場合、0.5%であろうが、条例をつくらねばなりませんので、よろしくお願いします。

町民の信頼がいろんな施策をする上でも、根底から崩れています。それを回復するのは大変、今、困難になっています。国保、それからその他の税の関係など、滞納がいっぱい出てくる。それから、甲良町の中での底辺層が大変多い、こういうことも視野に入れながら、プレミアム問題で、税金で利益を得ている町長、議長、疑惑があるようですが、そういう点でも町民がすっきりしないところです。そのことも考える必要があります。

それで、時間も押していますので、2番目の町民の暮らし、営業を守るために、国の悪政にはきっぱりと批判して、町政が、身近な甲良町が国の防波堤になる、こういう役割をぜひ果たしていただきたいと思います。3点、上げさせていただきました。

1つは、TPP参加による甲良町農産物の出荷の影響です。TPP大筋合意からの撤退を求めて、その対応が必要だと思います。きのうのラジオのニュースを聞きましたら、農協中央会、滋賀ですが、TPPによる滋賀県内の農業生産に与える影響を独自に試算したことが昨日報道されました。米、野菜など8品目合計で八十数億円、あとの端数は聞き漏らしましたが、打撃を受けるというんです。当然、甲良町農業も低価格農産物の輸入で収入が減少して、将来展望を失って農業の担い手が減少するおそれがあります。町長は以前、TPPに反対する広範な団体の県民会議にも参加をされていまして、私どもが主催をした集会にもメッセージを寄せていただきました。そういう



点では、改めて容認するのか、それとも反対の立場を貫かれるのか、これが大事でありますので、表明をしていただきたいと思います。

続けて2つ目ですが、暮らしの問題では、消費税の引き上げによる町民の暮らし、町内業者に与える影響など、試算をしているか。引き上げの中止を求める必要があると考えていますが、見解をお願いします。

3つ目は、町民が安心して暮らせる前提、環境を押し潰す安全保障法制、戦争法ですね。廃止せよと安倍政権に求めていく必要があると考えます。そういう点では、政治的な発言ができる町長の姿勢がこの3点では非常に大事だと思いますので、どういう対応をされるのか。そして、試算の農産物の出荷額の影響については担当課だと思いますが、よろしくをお願いします。

○西川議長 産業課長。

○若林産業課長 TPP協定の大筋合意がなされたところで、今後、数年かけて関税が緩和をされていきます。現在、出荷額の影響についての調査はできておりませんが、今、議員が申されましたように、2日の県議会で知事が農産物生産の約40億円の減と、これは40億円という県の試算が出たというような発表がされたところでございます。そこらの内容について、ちょっと詳しくわかっておりませんので、調査次第、甲良町の方に当てはめていきたいと考えているところでございます。

○西川議長 町長。

○北川町長 議員おっしゃるように、TPPの反対集会には大津の農業センターでしたか、あそこで開催されまして、6町はそろって参加をさせていただいたような記憶はあります。特に、6町といえば郡部になるというようなことから、農産物にかかわる方も大変多いという中で、農業者の暮らしを守るためには、安い農産物が海外からどんどん入ってくることによって、農業者を苦しめることになるというような意味合いというか理解をしておりまして、その分については特に私も今はその気持ちは変わっておりません。特に、米だけでなく、ほかのいろんな農業分野もございまして、乳製品とかもございまして。そういうことも含めて、そのように思っております。

それと、10%の消費税の引き上げについては、これは誰しも個人的には消費税あまり上がってほしくないなという思いはあります、私も。3%のときに初めて消費税が導入されて、余計なお金を払わんなんという気持ちになったこともありました。しかし、現在、国も1,000兆円を超える借金を抱えている中で、景気の方は今年は少し良くなったというようなことで、かなり税収が見込めるという政府の発表もございましたが、そんな中でもやはり国が抱えている借金をどうするんやということになると、10%の消費税の値上げもやむを得ないのかなというような思いもあります。できれば、

据え置きの方がありがたいなという気持ちはありますが、そういうことです。

それと、安保法制の廃止を安倍政権に求めるべきではという点については、先ほどの6町の町村会、お話をさせていただきました。いろんな国に対する要望については、県の6町の町村会を通じて、あるいは全国の町村会、今年も全国の町村会の総会が開かれました。その中で、いろんな決議も示されました。そういうように、全国組織を通じる、あるいは県の町村会の組織を通じる形で、通した見解で必要な分は求めていくというような形をとらせていただきたいと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 消費税の10%については、やはり税金の使い方が間違っているんですよね。今回、来年度は軍事費5兆円を突破すると報道されています。そういう点では、税金の使い方の変更を求めていくという地方の役割は大変重いと。人口減少問題、それから地方の創生と掲げられています。それから、農業の振興の点から言えば、大きな財源を地方に回してもらわねばなりません。それに対して、そういう使い方がされていますので、ここはしっかりと発言をしていかねばならないと思っています。

3のところなんですけど、憲法学者の小林節さんがテレビなどでコメントを出されています。安保法制違憲訴訟の準備にあたって、次のように言っておられます。「来年4月から、この法律が施行された瞬間から、国民は平穩に生きる権利を脅かされ、いつ戦争に巻き込まれるかともわからない不安にさいなまれる。だから、憲法で定める幸福追求権、そして個人として尊重されるなどの権利が侵害される」、こういうようにコメントされています。そういう点でも、そういうことを十分に勘案しながら、参考にしながら、政治的なきちとした国への発言、タイミングを見てしていただきたいと思います。

最後に終わりにあたって、マスコミの皆さんにもお願いをしたいわけですが、本当に町民があきれるような事態が発生して、冒頭でも言いましたように、本当にいい町をつくりたいと思っている人、いい町にしてほしいと思っている人、この期待に応えていくというのが私たちの仕事です。そういう点では、こういう事態がありますが、いい町を願って暮らしている人、そして、一つ一つただしていこうとしている人があることをぜひ伝えていただきたいと思います。そのことをお願いし、そして、私もその議員の1人、町民の1人として、暮らしやすい町、そして胸が張って言える町にしていきたいと思っています。ありがとうございました。

○西川議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 5時12分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西川 誠 一

署名議員 木村 修

署名議員 藤堂 一彦